







い、国際的取決めを参考し、及び締結すること。

二十六 教育、学術又は文化に関する国際会議の政府代表の候補者を選考し、関係行政機関に意見を述べること。

二十七 国費による在外研究員及び内地研究員を選考して、これを任命し、並びに公費又は私費による在外研究を援助すること。

二十八 所掌事務に関する調査研究を行い、その結果を利用に供し、及び関係調査研究機関に対し、協力し、又は必要がある場合に調査研究を委託すること。

二十九 所掌事務に関する統計調査の資料及び結果を収集し、解釈し、及び刊行頒布すること。

三十 宗教に関する情報資料を収集し、及び宗教団体と連絡すること。

三十一 教育委員会、都道府県知事その他の地方公共団体の機関及び大学に対し、報告書、資料等の提出を求めるもの。

三十二 前各号に掲げるものの外、法律(これに基く命令を含む。)に基き文部省に属させられた権限

第六條第一項中「調査督及局」を「調査局」に改め、同條第二項を削る。

第七條から第十二條までを次のよう改める。  
(大臣官房の事務)

第七條 大臣官房においては、文部省の所掌事務に関し、左の事をつかさどる。

第八條 初等中等教育局においては、文部省の所掌事務で他部局及び他の機関の所掌に属しない事項(初等中等教育局の事務)につかさどる。

一 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事。

二 内部部局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する事。

三 教育、学術又は文化に功績のある者の顕彰に関する事。

四 機密に関する事。

五 大臣の官印及び省印を管守すること。

六 機構及び官員に関する事。

七 所管行政の総合調整を行うこと。

八 教育、学術、文化又は宗教に関する法人(学校法人及び宗教法人を除く。)の設立の認可基準を作成する等これらの法人の認可に関する事務について連絡調整すること。

九 法令案その他の公文書類の審査を行ふこと。

十 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

十一 監察に関する事。

十二 各部局の準備した予算案に基いて文部省所掌の予算案を作成する等予算に関する事。

十三 経費及び收入の決算を作成し、会計事務を行い、及び会計を監査すること。

十四 行政財産及び物品を管理すること。

十五 前各号に掲げるものの外、

は、左の事務をつかさどる。

一 地方教育行政に関する制度について企画し、並びに地方教育行政の組織及び一般的運営に関する事。

二 地方公務員たる教育関係職員の任免、給與その他の身分取扱いに関する制度について企画し、並びにこれらの制度の運営に関する事。

三 地方教育費に関し、資料を収集し、及び企画すること。

四 國立高等学校(國立大学附置のものを除く。)に関する予算案の準備その他の他部局に属しない事務を行うこと。

五 初等教育、中等教育及び特殊教育(以下「初等中等教育」という。)の振興に関し、企画し、及び援助と助言を與えること。

六 初等中等教育のための補助に關すること。

七 初等中等教育の基準の設定に關すること。

八 学校における産業教育の振興のための事務について連絡調整すること。

九 学校における産業教育の振興のための事務について連絡調整すること。

十 日本学術会議その他の学術団体との連絡に關すること。

十一 研究機関及び研究者に対する援助と助言を與えること。

十二 國費による在外研究員及び内地研究員並びに大学教授の国際交換のための候補者の選考に關すること。

十三 外国人留学生の教育に關すること。

十四 研究事業に關する目録を作成し、及び利用に供すること。

十五 学術に關する情報資料を集め、及び保存し、並びに教育機関及び研究機関に対し、これら的情報を提供する等の便宜を與えること。

十二 学校における保健に關し、指導、助言及び援助を與えること。

十三 左のような方法によつて、学校管理、教育課程、學習指導法、生徒指導その他初等中等教育のあらゆる面について、教育職員その他の関係者に対して、専門的、技術的な指導と助言を與えること。

十四 手引書、指導書その他の専門的出版物を作成し、及び利用に供すること。

十五 初等中等教育に關係のある教育職員のための研究集会、講習会その他の催しを主催し、又はこれに參加すること。

十六 学徒の奨学について企画し、並びに学徒の奨学、厚生及び導導に關し、援助と助言を與えること。

十七 教育職員の免許、養成及び大學生の行う通信教育に關し、研究者の養成に關し、企画し、及び援助と助言を與えること。

十八 学徒の奨学について企画し、並びに学徒の奨学、厚生及び導導に關し、援助と助言を與えること。

十九 国立教育研究所、緯度観測所、統計數理研究所及び国立遺伝学研究所に關し、予算案の準備その他の他部局に属しない事務を行うこと。

二十 初等中等教育用教科書の發行の指示等初等中等教育において用いる教科用圖書その他の教材授上用いられる圖書の發行に關すること。

二十一 文部省が著作の名義を有する出版物の著作権を管理すること。

二十二 國費による在外研究員及び内地研究員並びに大学教授の国際交換のための候補者の選考に關すること。

二十三 外国人留学生の教育に關すること。

二十四 研究事業に關する目録を作成し、及び利用に供すること。

二十五 学術に關する情報資料を集め、及び保存し、並びに教育機関及び研究機関に対し、これら的情報を提供する等の便宜を與えること。

二十四 大學教育のための補助に關すること。

五 大學教育の基準の設定に關すること。

六 大學の行う通信教育に關し、研究者の養成に關し、企画し、及び援助と助言を與えること。

七 教育職員の免許、養成及び大學生の行う現職教育並びに研究者の養成に關し、企画し、及び援助と助言を與えること。

八 学徒の奨学について企画し、並びに学徒の奨学、厚生及び導導に關し、援助と助言を與えること。

九 国立教育研究所、緯度観測所、統計數理研究所及び国立遺傳学研究所に關し、予算案の準備その他の他部局に属しない事務を行うこと。

十 日本学術会議その他の学術団体との連絡に關すること。

十一 研究機関及び研究者に対する援助と助言を與えること。

十二 國費による在外研究員及び内地研究員並びに大学教授の国際交換のための候補者の選考に關すること。

十三 外国人留学生の教育に關すること。

十四 研究事業に關する目録を作成し、及び利用に供すること。

十五 学術に關する情報資料を集め、及び保存し、並びに教育機関及び研究機関に対し、これら的情報を提供する等の便宜を與えること。

十六 大学及び研究機関の研究結果の頒布を援助すること。

十七 国立自然教育園及び史料館を管理し、及び運営すること。

十八 左のような方法によつて、大学教育及び学術のあらゆる面について、教育職員、研究者その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を與えること。

イ 専門的出版物を作成し、及び利用に供すること。

ロ 大学教育及び学術に関する研究集会、講習会、展示会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

ハ 藝術的教育に関する連絡調整すること。

ニ 視聽覚教育に関する連絡調整すること。

九 國際的又は全國的な規模において行われる運動競技に関する連絡し、及び援助すること。

十 國民体育館を管理し、及び運営すること。

十一 著作権の登録等著作権に関する事務及び予約出版の届出の受取に關する事務を行うこと。

十二 社会教育（國民の文化的生活向上のための活動を含む。以下この條において同じ。）の振興に關し、企画し、及び援助と助言を與えること。

十三 社会教育のための補助に關すること。

十四 社会教育に関する教材等の解説目録を作成し、及び利用に供すること。

十五 国立国会図書館文部省圖書館に關すること。

十六 国語の改良及びその普及に關すること。

十七 宗教に関する情報資料の收集及び宗教団体との連絡に關すること。

十八 宗教法人の規則等の認証を行ふこと。

六 左のような方法によつて、社会教育のあらゆる面について、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対する援助と助言を與えること。

七 文部省の所掌事務に関する年次報告、要質、時報等を編集し、及び頒布すること。

八 文部省の所掌事務について、調査し、及び企画し、並びに文

し、専門的、技術的な指導と助言を與えること。

イ 情報資料を収集し、作成し、及び利用に供すること。

ロ 社会教育に関する研究集会、講習会、展示会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

ハ 藝術的教育に関する連絡調整すること。

ニ 視聽覚教育に関する連絡調整すること。

九 國際的又は全國的な規模において行われる運動競技に関する連絡し、及び援助すること。

十 國民体育館を管理し、及び運営すること。

十一 著作権の登録等著作権に関する事務及び予約出版の届出の受取に關する事務を行うこと。

十二 社会教育（國民の文化的生活向上のための活動を含む。以下この條において同じ。）の振興に關し、企画し、及び援助と助言を與えること。

十三 社会教育のための補助に關すること。

十四 社会教育に関する教材等の解説目録を作成し、及び利用に供すること。

十五 国立国会図書館文部省圖書館に關すること。

十六 国語の改良及びその普及に關すること。

十七 宗教に関する情報資料の收集及び宗教団体との連絡に關すること。

十八 宗教法人の規則等の認証を行ふこと。

部省の所掌事務の運営について評価すること。

六 教育職員、学徒、研究者、著作家、芸術家、国際的な運動競技大会及び文化的な会合の参加者等の諸外国との交換に関し、條約その他の国際約束に従い、国際的取決めを交渉し、及び締結すること。

七 教育、学術又は文化に関する国際的諸活動についての各部局の事務の連絡調整に関すること。

八 日本エヌエスコ国内委員会及び國立国語研究所に關し、予算案の準備その他他の部局に屬しない事務を行うこと。

九 国内におけるユネスコ活動に關し、法令案を作成し、及び法律の準備その他他の部局に屬しない事務を行うこと。

十 公費又は私費による在外研究を援助すること。

十一 外国人留学生の受入の連絡及び海外への留学生の派遣に関する事務を處理すること。

十二 大学教授の国際交換に關し、連絡調整すること。

十三 外国出版物の購入、交換等に關する事務を處理すること。

十四 広報に關すること。

十五 国立国会図書館文部省圖書館に關すること。

十六 国語の改良及びその普及に關すること。

十七 宗教に関する情報資料の收集及び宗教団体との連絡に關すること。

十八 宗教法人の規則等の認証を行ふこと。

（管理局の事務）

六 教育職員、学徒、研究者、著作家、芸術家、国際的な運動競技大会及び文化的な会合の参加者等の諸外国との交換に関し、條約その他の国際約束に従い、国際的取決めを交渉し、及び締結すること。

七 教育、学術又は文化に関する国際的諸活動についての各部局の事務の連絡調整に関すること。

八 公立の文教施設の復旧整備に關し、指導と助言を與えること。

九 公立の文教施設の復旧整備に關し、指導と助言を與えること。

十 公立の文教施設の復旧整備に關し、指導と助言を與えること。

十一 公立の文教施設の復旧整備に關し、指導と助言を與えること。

十二 公立の文教施設の復旧整備に關し、指導と助言を與えること。

十三 公立の文教施設の復旧整備に關し、指導と助言を與えること。

十四 公立の文教施設の復旧整備に關し、指導と助言を與えること。

十五 公立の文教施設の復旧整備に關し、指導と助言を與えること。

十六 公立の文教施設の復旧整備に關し、指導と助言を與えること。

十七 公立の文教施設の復旧整備に關し、指導と助言を與えること。

十八 公立の文教施設の復旧整備に關し、指導と助言を與えること。

十二 学校環境の整備、学校施設の確保等に關し、連絡調整する

こと。

十三 公私立の文教施設の復旧整備に關し、指導と助言を與えること。

十四 公私立の文教施設の復旧整備に關し、指導と助言を與えること。

十五 公私立の文教施設の復旧整備に關し、指導と助言を與えること。

十六 公私立の文教施設の復旧整備に關し、指導と助言を與えること。

十七 公私立の文教施設の復旧整備に關し、指導と助言を與えること。

十八 公私立の文教施設の復旧整備に關し、指導と助言を與えること。

十九 公私立の文教施設の復旧整備に關し、指導と助言を與えること。

二十 公私立の文教施設の復旧整備に關し、指導と助言を與えること。

二十一 公私立の文教施設の復旧整備に關し、指導と助言を與えること。

二十二 公私立の文教施設の復旧整備に關し、指導と助言を與えること。

二十三 公私立の文教施設の復旧整備に關し、指導と助言を與えること。

二十四 公私立の文教施設の復旧整備に關し、指導と助言を與えること。

二十五 公私立の文教施設の復旧整備に關し、指導と助言を與えること。

二十六 公私立の文教施設の復旧整備に關し、指導と助言を與えること。

二十七 公私立の文教施設の復旧整備に關し、指導と助言を與えること。

二十八 公私立の文教施設の復旧整備に關し、指導と助言を與えること。

二十九 公私立の文教施設の復旧整備に關し、指導と助言を與えること。

三十 公私立の文教施設の復旧整備に關し、指導と助言を與えること。

三十一 公私立の文教施設の復旧整備に關し、指導と助言を與えること。

十六 大学及び研究機関の研究結果の頒布を援助すること。

十七 国立自然教育園及び史料館を管理し、及び運営すること。

十八 左のような方法によつて、大学教育及び学術のあらゆる面について、教育職員、研究者その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を與えること。

イ 専門的出版物を作成し、及び利用に供すること。

ロ 大学教育及び学術に関する研究集会、講習会、展示会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

ハ 藝術的教育に関する連絡調整すること。

ニ 視聽覚教育に関する連絡調整すること。

九 國際的又は全國的な規模において行われる運動競技に関する連絡し、及び援助すること。

十 國民体育館を管理し、及び運営すること。

十一 著作権の登録等著作権に関する事務及び予約出版の届出の受取に關する事務を行うこと。

十二 社会教育（國民の文化的生活向上のための活動を含む。以下この條において同じ。）の振興に關し、企画し、及び援助と助言を與えること。

十三 社会教育のための補助に關すること。

十四 社会教育に関する教材等の解説目録を作成し、及び利用に供すること。

十五 国立国会図書館文部省圖書館に關すこと。

十六 国語の改良及びその普及に關すること。

十七 宗教に関する情報資料の收集及び宗教団体との連絡に關すること。

十八 宗教法人の規則等の認証を行ふこと。

十九 教育、学術、文化又は宗教に係る國際的に供給の不足する物資を割り当て、及び教育、学術、文化又は宗教の直接の用に供する物資の確保についてあつ旋すること。

二十 教育用品に関し、基準を設定すること。

二十一 学校施設の基準の設定に關すること。

二十二 各局の所掌事務に關し、地方公共団体及び教育委員会、都道府県知事その他の地方公共団体の機関、大学、研究機関等に對







3 2  
援護所は、神奈川県に置く。  
援護所の内部組織は、厚生省令

二 一 旧陸軍関係の死亡者並びにその遺骨及び遺留品の処理を行う  
二 二 接護所は、神奈川県に置く。  
三 三 援護所の内部組織は、厚生省令で定める。

鴻臚司

**第二十八條の二** 留守業務部は、左に掲げる事務をつかさどる機関とする。  
一 旧陸軍関係の状況不明者の調査を行うこと。

第二十九條第一項の表保健婦助産婦看護婦審議会の項中「甲種看護婦国家試験」を「看護婦国家試験」、「乙種看護婦試験」を「准看護婦試験」に改め、「社会保険審査会 健康保険、船員保険及び厚生年金保険における保険給付に関する決定及び保険料その他の徴収金等についての処分に関する不服を審査する」とする。

社会保険者全  
般保険・雇用保険及び厚生年金保険における  
保険料付に関する決定及び保険料その他の

援護審査会 残傷病者戦没者遺族等援護法の定めるところによること。

第三十條中「駐在防災官事務所」を削り、「地区麻薬取締官事務所」を設け、  
「地区麻薬取締官事務所」を設け、「舞鶴地方引揚援護局」  
「復員連絡局」及び「復員連絡局支部」に改める。  
地方復員部

改める。

**第三十一條から第三十三條まで 削**

第三十五條の表中国医務出張所の項中「広島県佐伯郡大竹町」を「広島市」に改める。  
第二章第三節第三款の次に次の三款を加える。

第四章 舞鹤地方引援援護局

## 二 旧陸軍関係の死亡者並びにその遺骨及び遺留品の処理を行う

(復員連絡局) 第五款 復員連絡局及び  
復員連絡局支部 第三十九條の五 復員連絡局は、本省の所掌事務のうち旧陸軍に関する第十四条の二第五号、第六号及

2 び第八号に掲げる事務を分掌する。  
復員連絡局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名	称	位	管	轄	区	域
東部復員連絡局	中部復員連絡局	東京都	青森県 岩手県 宮城县 秋田県 山形県 福島県 茨城县 栃木県	福岡県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 新潟県	長野県	静岡県 愛知県 岐阜県 三重県 富山县 石川県 福井県 滋賀県
福岡市	大阪市	京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山县 鳥取県 島根県	岡山県 広島県 山口県 德岛県 香川県 愛媛県 高知県	佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宫崎県 鹿児島県	西部復員連絡局	

**第三十九條の六** 復員連絡局支部は、復員連絡局の所掌事務を分掌する。  
復員連絡局支部の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称 位 置 管 辖 区 域

仙台市 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県  
仙台市 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県  
仙台市 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県

中部復員連絡局  
名古屋支部  
古屋市  
静岡県 愛知県 岐阜県 三重県 富山県 石川県

中部	徳島県	高知県	愛媛県	山口県
東	徳島県	高知県	愛媛県	山口県
那	徳島県	高知県	愛媛県	山口県
四	徳島県	高知県	愛媛県	山口県
国	徳島県	高知県	愛媛県	山口県

善通寺支那部 香川県善通寺町  
徳島県 香川県 愛媛県 高知県

(内部組織)  
（折掌事務）第六款 地方復員委員會

第三十九條の七 復員連絡局及び復員連絡局支部の内部組織は、厚生

省令で定める。

名 称 位 置 管 轄 区 域

横須賀地方復員部 横須賀市  
北海道 寄木県 岩手県 宮城県 秋田県 福島県 大崎市  
群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県

吳	地方復員部
市	
靜岡縣	
愛知縣	
岐阜縣	
三重縣	
大坂府	
兵庫県	
奈良県	
和歌山	

右上是地方夏員部佐士呆市 取県島根県岡山県広島県山口県  
鹿島郡下 香川郡愛媛郡高田郡  
福山郡左上是員部表奇司

佐世保市 復員部 佐世保市  
大分県 宮崎県 鹿児島県

舞鶴地方復員部	舞 鶴 市	山形県	新潟県	富山県	石川県	福井県	滋賀県	京都府
---------	-------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(内部組織)  
第三十九條の十 地方復興部の内部  
組織は、厚生省令で定める。

第三章を次のように改める。  
第四十條及び第四十一條 削除

附則  
この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2 引揚援護庁設置令(昭和二十三年政令第二百二十四号)は、廃止する。

3 この法律施行の際引揚援護庁に勤務する職員は、別に辞令が発せられない限り、厚生省の本省の相当の職員となるものとする。

五月九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、自治府設置法案  
一、総理府設置法の一部を改正する法律案

二、調達府設置法の一部を改正する法律案

(二)の法律の目的)  
第一條 この法律は、自治府の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めるところとする。

(設置)  
第二條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第三條第二項の規定に基いて、総理府の外局として自治府を設置する。

2 自治府の長は、自治府長官と

し、国務大臣をもつて充てる。

(自治府の任務)

第三條 自治府は、民主政治の基盤をなす地方公共団体相互間の連絡協

並びにその運営の指導に当るとともに、国と地方公共団体との連絡協調を図り、もつて、地方自治の本旨の実現と民主政治の確立に資することを任務とする。

(自治府の権限)

第四條 自治府は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(これに基づく命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一、予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二、収入金を徴収し、及び所掌事務の遂行に必要な支拂をするこ

と。  
三、所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四、所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資料等を調達すること。

五、不動産を処分すること。  
六、職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七、職員の厚生及び保健のために必要な施設をし、及び管理すること。

八、職員に貸與する宿舎を設置

九、所掌事務に関する統計及び調査資料を収集し、頒布し、又は刊行すること。

十、自治府の公印を制定すること。

十一、地方自治及び民主政治の普及徹底その他所掌事務の周知宣伝を行うこと。

十二、地方公共団体の財務に関するある事務について報告を徵取し、調査し、及び助言すること。

十三、内閣が国会に対して行う地方財政の状況に関する報告の原案を作成すること。

十四、都道府県に関する直接請求の結果、都道府県の議会の会議の結果、都道府県の予算及び決算並びに條例の制定又は改廃に関する報告を受理すること。

十五、地方公共団体の人事行政が地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)によつて確立される地方公務員制度の原則に沿つて運営されるよう協力し、及び技術的助言をするこ

と。

十六、町村職員恩給組合の模範規約例を定め、町村職員恩給組合に示すこと。

十七、公職の候補者が選挙に関する政見放送に関して、その回数、日時等放送に必要な事項を定めること。

十八、選舉關係の訴訟の提起等について裁判所の長より通知を受け、及び判決が確定したとき判決書副本の送付を受けること。

十九、政党、協会その他の団体が

その代表者又は主幹者及び会計責任者を選出した場合において、その届出を受理すること。

二十、選挙、投票及び最高裁判所裁判官の国民審査の普及宣伝を中心としたこと。

二十一、地方公共団体の負担を伴う法令案及び経費の見積書について、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に対して意見を申し出ること。

二十二、地方財政平衡交付金の総額を見積ること。

二十三、地方公共団体に交付すべき地方財政平衡交付金の配分額を決定し、及びこれを交付すること。

二十四、地方財政平衡交付金の額の算定の基礎についての地方公共団体の審査の請求を受理し、及びこれを審査すること。

二十五、内閣が国会に提出する地方公共団体の翌年度の歳入歳出額の見込額の原案を作成すること。

二十六、地方債の発行を許可すること。

二十七、当せん金附証票を発売すること。

二十八、地方競馬、自転車競技及びモーターボート競走を行ふこと。

二十九、地方公共団体の課税権の歸属その他地方税法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の規定の適用について関係地方公共

団体の長が意見を異にする場合において、決定し、又は裁決すること。

三十、附加価値税の課税標準とすべき附加価値の分割に関する更正又は決定について、主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事に対して指示すること。

三十一、市町村が行う市町村民税の課税標準とすべき所得及び所得額の変更について許可すること。

三十二、固定資産税の課税標準とすべき固定資産の評価についての規則の援助及び助言を與えること。

三十三、地方公共団体の法定外税の新設又は変更を許可すること。

三十四、内閣総理大臣の権限に属する左に掲げる事項について内閣総理大臣を補佐すること。

イ、国家行政組織法第十六條第一項の規定による地方公共団体の長の申出を受理し、これに關する調査を行い、関係大臣に対し必要な指示をし、その他適當な措置を講ずること。

ロ、地方公共団体の区域の変更に關する処分をし、又はこれに關する都道府県知事の処分の届出を受けること。

ハ、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百四十六條の規定による手続を採ること。

ニ、地方自治法(昭和二百四十七條)の規定による手続を採ること。

ホ 一の地方公共団体のみに適用される特別法の一般投票の手続及び当該法律の公布の手続を探ること。

の届出を受理すること。

（昭和二十二年五月三日施行）  
八十九号）第三十四条の規定

により法人の設立を許可する  
ニ。

イカヒトまでに掲げるもの

の外、法律（法律に基く命令を含む。）に基き、内閣總理

大臣の権限に属する公職選挙

等並びに地方公共団体の行政  
及び財政に関する事項

五 前各号に掲げるものの

法律（法律に基く命令を含

自衛隊は屬せし  
に基き

શાસ્ત્રીય

自治庁は、最高官房及び左の四部を置く。

行政部

財政部

稅務部

別な願い 自治庁に、次長一人及び参

一人以内を置く。

次長は、自治庁長官を助け、

物を整理する。

参画は、重要な行政に關し

第一回 内閣委員会会議録第二十一号

昭和二十七年五月十二日

述べる。

(長官官房の所掌事務)

一 參與は、地方公共團體の長及び議會の議長の全國的連合組織の代表者並びに學識經驗者のうちから、内閣總理大臣が任命する。

參與は、非常勤とする。

二 長官の官印及び序印を管守すること。

三 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教育及び訓練に関すること。

四 自治廳の機構、定員及び運営に関する調査し、企画し、及び立案すること。

五 所管行政の考查を行うこと。

六 所管行政の統合調整を行うこと。

七 法令案その他公文書類の審査を行ふこと。

八 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

九 国と地方公共團體との一般的連絡に関すること。

十 広報に関すること。

十一 経費及び收入の予算及び決算を作成し、会計事務を行い、並びに会計を監査すること。

十二 國有財産及び物品を管理すること。

十三 職員の衛生、醫療その他の福利厚生に関するること。

十四 所管行政に関する調査、統計の作成及び資料の收集について部内の調整を図ること。

十五 地方公共団体の財務に關係する事務について報告を徵取し、調査し、及び助言すること。

十六 地方公共団体の求めに応じて当該地方公共団体の行政及び財政に関する総合的な調査を行うこと。

十七 前各号に掲げるもの外、自治庁の所掌事務のうち他部の所掌に属しないものに関すること。

(行政部の所掌事務)

第十條 行政部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 國家行政組織法第十六條第一項の規定に基く内閣總理大臣の権限の行使について補佐すること。

二 地方自治に影響を及ぼす國の施策の企画、立案及び運営に関する事務をつかさどること。

三 地方自治法に基く内閣總理大臣の権限の行使について補佐すること。

四 地方公共団体の組織及び運営に関する制度を企画し、及び立案すること。

五 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の施行に関すること。

六 地方公務員に関する制度を企画し、及び立案すること。

七 地方公共団体の人事行政に対して協力し、及び技術的助言を行ふこと。

八 町村職員恩給組合及び町村職員恩給組合連合会に関する事務

九 地方職員共済組合に關する事務を処理すること。

十 前各号に掲げるものの外、地方自治法及びその他の法律に基づく自治長官の地方行政に關する権限の行使に關すること。

(選舉部の所掌事務)

第十一條 選舉部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 公職選舉法（昭和二十五年法律第二百号）及び同法の規定を準用する法律に基く選舉に関する調査を行い、資料を收集し、並びにこれら制度を企画し、及び立案すること。

二 最高裁判所裁判官の国民審査及び日本國憲法改正の國民の承認に関する投票に関する調査を行い、資料を收集し、並びにその制度を企画し、立案すること。

三 地方公共団体の住民による各種の直接請求に基く投票に関する調査を行い、資料を收集し、並びにその制度を企画し、立案すること。

四 一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定のための投票に関する調査を行い、資料を收集し、並びにその制度を企画し、及び立案すること。

五 前各号に掲げる選舉、投票及び最高裁判所裁判官の国民審査の施行準備に關すること。

六 第一号から第四号までに掲げる選舉、投票及び最高裁判所裁判官の国民審査の普及宣伝に關すること。

八 政黨その他政治団体に関すること。  
九 第五号に定めるものを除く外、中央選管管理委員会に関する予算の要求及び配付に関すること。  
十 前各号に掲げるものの外、職選挙法及びその他の法律にせよ、自治府長官の選挙等に関する権限の行使に関すること。  
第十二條 財政部においては、左に掲げる事務をつかさどる。  
一 地方公共団体の財政に関するもの(税金を除く。)を企画し、及び立案すること。  
二 地方財政平衡交付金の総額を見積りにすること。  
三 地方財政平衡交付金の配分に関すること。  
四 地方財政平衡交付金の減額が返還にすること。  
五 地方債の発行を許可すること。  
六 地方公共団体の財政資金の調達に関すること。  
七 当せん金附証票を発行する、共團体の行う当せん金附証票の発売の許可に関すること。  
八 地方競馬、自転車競技及びモーターボート競走を行うことができる市町村の指定に関すること。

九 前各号に掲げるものの外、地方財政平衡交付金法、地方財政法及び地方自治法並びにその他

の法律に基く自治長官の地方財政に関する権限の行使に関すること。

(税務部の所掌事務)  
第十三條 税務部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 地方税に関する制度を企画し、及び立案すること。

二 地方公共団体の課税権の帰属その他の地方税法の規定の適用について関係地方公共団体の長が意見を異にする場合において、決定し、又は裁決し、及び市町村民税のうち法人税割の分割に関する裁定し、又は裁決すること。

三 附加価値税の課税標準とすべき附帯価値の分割に関する更正又は決定について、主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事に対して指示すること。

四 固定資産の評価について、技術的援助及び助言を與えること。

五 国又は都道府県知事が評価する固定資産の指定その他の事務に関すること。

六 法定外普通税の新設又は変更の許可に關すること。

七 前各号に掲げるものの外、地方税法及びその他の法律に基づく自治長官の地方税に関する権限の行使に關すること。

八 固定資産の評価基準並びに固定資産の評価する固定資産の指定、評価及びその課税標準額の配分に

(地方財政審議会の組織)  
第十五條 地方財政審議会は、委員五人をもつて組織する。

二 委員は、地方自治に関する優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

三 前項の委員のうちには、左に掲げる者を含まなければならない。

一 全国の都道府県知事及び都道府県議会の議長の各連合組織が共同推薦した者一人

二 全国の市長及び市議会の議長の各連合組織が共同推薦した者一人

三 全国の町村長及び町村議会の議長の各連合組織が共同推薦した者一人

四 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすること。

五 委員は、再任されることができる。

六 委員は、非常勤とする。

(地方財政審議会の委員の罷免)  
第十六條 委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、在任中その意に反して罷免されることがない。

七 前各号に掲げるものの外、地方税法及びその他の法律に基づく自治長官の地方税に関する権限の行使に關すること。

八 固定資産の評価基準並びに固定資産の評価する固定資産の指定、評価及びその課税標準額の配分に

の長及び議会の議長の各連合組織の意見を聞かなければならぬ。

(地方財政審議会の付議事項)  
第十七條 自治長官は、自治庁の所掌事務のうち、左に掲げる事項については、地方財政審議会の議付し、その意見を尊重しなければならない。

一 地方財政平衡交付金の配分に

二 各地方公共団体に交付すべき地方財政平衡交付金の配分額の決定又は変更に関する命令の立案に

三 地方財政平衡交付金の交付額の減額又は返還並びにこれに関する異議申立てについての決定に

四 地方財政平衡交付金の額の算出の基礎についての地方公共団体の審査の請求並びに交付金の額の減額等の聽聞に基く処分に關すること。

五 地方財政の状況報告書及び地方公共団体の翌年度の歳入歳出総額の見込額の原案の作成に關すること。

六 地方公共団体の課税権の帰属その他の地方税法の規定の適用について関係地方公共団体の長が意見を異にする場合における決定又は裁決に關すること。

七 市町村民税のうち法人税割の分割に関する裁定又は裁決に關すること。

八 固定資産の評価基準並びに固定資産の評価する固定資産の指定、評価及びその課税標準額の配分に

の長及び議会の議長の各連合組織の意見を聞かなければならぬ。

又は固定資産の価格の決定若しくは配分に關する異議の申立ての決定に關すること。

十 法定外普通税の新設又は変更の許可及び地方債の発行の許可に關すること。

十一 都道府県の行う事業について市町村が負担すべき金額の更正に關すること。

十二 地方公共団体の負担を作り立てる命令の立案に關すること。

十三 当せん金附証票を発売することができる市の指定及び地方公共団体の行う当せん金附証票の発売の許可に關すること。

十四 地方競馬、自転車競技及びモーターボート競走を行うことのできる市町村を指定すること。

十五 前各号に掲げるものの外、自治長官が地方財政審議会の議に付することを適当と認めたこと。

(意見の申出)  
第十八條 地方財政審議会は、毎年度国の予算に計上される地方財政平衡交付金に関して、自治長官に意見を申し出ることができる。

六 地方公共団体の課税権の帰属その他の地方税法の規定の適用について関係地方公共団体の長が意見を異にする場合における決定又は裁決に關すること。

七 市町村民税のうち法人税割の分割に関する裁定又は裁決に關すること。

八 固定資産の評価基準並びに固定資産の評価する固定資産の指定、評価及びその課税標準額の配分に

置き、委員の互選により定める。

二 会長は、会務を掌理する。

三 地方財政審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならぬ。

(地方財政審議会の議事等)  
第二十條 地方財政審議会の議事は、委員三人以上の同意をもつて決する。

二 前項に定めるもの外、地方財政審議会の議事に關して必要な事項は、地方財政審議会が定める。

三 地方財政審議会の運営に關する事務は、自治長官の定めるところにより、自治長官の職員をして行わせることができる。

四 中央選挙管理委員の権限、組織、任命その他の事項についての事務は、公職選挙法第五條の二の定めるところによる。

(中央選挙管理委員)  
第二十一條 自治長官に、中央選挙管理委員を置く。

二 中央選挙管理委員の権限、組織、任命その他の事項についての事務は、公職選挙法第五條の二の定めるところによる。

(自治紛争調停委員)  
第二十二条 自治長官に、自治紛争調停委員を置く。

二 自治紛争調停委員の権限、組織、任命その他の事項については、地方自治法第三百五十一條の定めるところによる。

(職員)  
第二十三條 自治長官に置かれる職員の任免、昇給、懲戒その他人事管理事に関する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の定めるところによる。

第十四條 自治長官に、地方財政審議会を置く。





附 則  
この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。但し、國家行政組織法第二十四条の二の改正規定は、

公布の日から施行する。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法の一部を改正する法律

正する法律

年法律第百二十六号)の一部を次の  
ように改定する。

第一條中「法務府」及び「經濟安  
全本部」を削る。

第二條第一項の表を次のよう改  
める。

行政機関の区分		定員	備考
本府	一、八二二人	二四〇人	
公正取引委員会	四五、二八〇人	一一一人	うち三〇、〇〇〇人は、 警察官とする。
国家公安委員会	九一六人	一八人	
国家地方警察	九五二人	三、一八二人	
国家消防本部	一、三二一人	三、一二三人	
土地調整委員会	三、二二三人	二二二三人	
国家人事委員会	八、五五七人	三七四人	
宮内庁	九一六人	九一六人	
調達厅	九一六人	九一六人	
行政管理厅	九一六人	九一六人	
北海道開拓局	九一六人	九一六人	
自治厅	九一六人	九一六人	
保安厅	九一六人	九一六人	
経済審議厅	九一六人	九一六人	
計	四三、一四一人	一、七一二人	うち一〇、九〇七人は、 検査官の職員とする。
本省	四四、八五三人	一、五八七人	
司法試験管理委員会	七六、〇九五人	七六、〇九五人	うち六一、〇二一人は、 国立学校の職員とする。
公安部	六二、六二〇人	六二、六二〇人	
公安調査厅	四五〇人	四五〇人	
計	六三、〇七〇人	六三、〇七〇人	

建設省		郵政省	農林省
本省	一九、九八五人	本省	七六、〇九一一人
首都建設委員会	九〇〇人	本省	一、五〇〇人
中央労働委員会	一六人	本省	一、五〇〇人
公共企業体仲裁委員会	二三人	本省	一、五〇〇人
公共企業体中央調停委員会	七九人	本省	一、五〇〇人
公共企業体地方調停委員会	七九人	本省	一、五〇〇人
計	二〇、一九二人	一〇、八〇五人	一、五〇〇人
合計	六八八、四六〇人	六八八、四六〇人	一、五〇〇人

第二條第二項を削り、同條第三項  
を同條第一項とし、同條第四項を同  
條第三項とする。

第三條中「法務府令、省令又は經  
濟安定本部令」を「又は省令」に改め  
る。

1 この法律は、昭和二十七年七月  
一日から施行する。

2 調達厅及び行政管理厅において  
は、この法律施行の際現に在職す  
る職員のうち改正後の行政機関職

員定員法第二條第一項の定員をこ  
える員数の職員は、昭和二十八年  
三月三十日までの間は、定員の

外に置くことができる。

### 3 改正後の行政機関職員定員法第

二條第一項の規定にかかわらず、同

昭和二十七年九月三十日までの間

は、通商産業省の本省の職員の定

員は、一万四千三百一人とし、同

年十月一日から同年十二月三十一

日までの間は、通商産業省の本省

の職員の定員は、一万三千九百十

八人とする。

4 通商産業省の本省においては、昭和二十七年十二月三十一日まで

の間は、二百五十五人以内の職員を

前項の定員の外に置くことができ

る。

5 各行政機関（調達庁、行政管理

庁及び通商産業省の本省を除く。）においては、この法律施行の際現

に在職する職員のうち改正後の行

政機関職員定員法第二條第一項の

定員をこえる員数の職員は、昭和

二十七年十二月三十一日までの間

は、定員の外に置くことができ

る。

### 6 行政機関職員定員法の一部を改

正する法律（昭和二十七年法律第

百五十五号）の一部を次のように改

正する。

附則第三項を削り、附則第四項を附則第三項とし、附則第五項を附則第四項とする。

保安庁法案  
保安庁法

目次  
第一章 総則（第一條—第八條）  
第二章 組織  
第一節 内部部局  
第一款 通則（第九條）

### 第一款 長官官房及び各局

（第十條—第十七條）

第二條 総理府の外局として、保安

庁を置く。

第三款 幕僚監部（第十九

條—第二十二條）

第二節 附屬機関（第二十三條）

第三節 部隊その他の機関（第

二十四條—第二十六

條）

第四節 海上公安局（第二十七

條）

### 第三章 職員

第一節 通則（第二十八條—第

三十一條）

第二節 分限、懲戒及び保障（第

三十八條—第四十七

條）

第三節 服務（第四十八條—第

六十七條）

第四節 権限（第六十八條—第

七十七條）

第五節 動員（第七十八條—第

九十九條）

第六節 罰則（第九十一條—第

一百三條）

附則（第一章 総則）

（この法律の目的）

第一條 この法律は、保安庁の所掌

事務の範囲及び権限を定めるとと

もに、その任務を能率的に遂行す

る組織及びその職員の身分

取扱等を定めるることを目的とす

る。

（設置）

第三條 保安庁の長は、保安庁長官

とし、國務大臣をもつて充てる。

（保安庁の長官）

二 保安庁長官（以下「長官」とい

う。）は、内閣総理大臣の指揮監督

を受け、庶務を統括し、所部の職

員を任免し、且つ、その服務につ

いてこれを統督する。但し、第一

幕僚長又は第二幕僚長の監督を受

ける部隊その他の機関（以下「部隊

等」という。）に対する長官の指揮

監督は、それぞれ当該幕僚長を通じて行うものとする。

3 前項の任命権の一部は、部内の

上級の職員に委任することができ

る。

（保安庁の任務）

第四條 保安庁は、わが国の平和と

秩序を維持し、人命及び財産を保

護するため、特別の必要がある場

合において行動する部隊を管理

し、運営し、及びこれに関する事

務を行い、あわせて海上における

警備救難の事務を行うことを任務

とする。

（保安隊及び警備隊）

第五條 この法律において「保安隊」

といふ場合は、長官、次長、長官

官房及び各局、第一幕僚監部並び

に第一幕僚長の監督を受ける部隊

その他の機関を含むものとする。

（この法律において「警備隊」とい

う場合は、長官、次長、長官官房

及び各局、第二幕僚監部並びに第

二幕僚長の監督を受ける部隊その

他の機関を含むものとする。

3 保安隊は主として陸上において、警備隊は主として海上において、それぞれ行動することを任務とする。

（保安隊の権限）

第六條 保安庁は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、この権限の行使は、法律（これに基づく命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な行いに必要な支拂を負担すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のため必要な施設を設置し、及び管理すること。

八 職員に貸與する宿舎を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務に関する文書、統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い必要な措置をとること。

十一 所掌事務の周知宣伝を行ふこと。

十二 保安庁の公印を制定すること。

十三 海上における法令の違反の防止、犯罪の予防及び鎮圧、犯人の捜査及び逮捕並びに海難、天災事変その他の救済を必要とする。

十四 前号に規定するものの外、わが国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため、特別の必要がある場合において行動すること。

十五 海上の航路障害物及び危険物の除去及び処理を行ふこと。

十六 保安隊の訓練の目的に適合する場合において、国又は地方公共団体の土木工事を引き受け、及びこれを実施すること。

十七 前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き保安庁に属させられた権限

け、及びこれを実施すること。

十八 保安隊の職員（海上公安局に勤務する職員を除く。）の定員（二月以内の期間を定めて雇用される者、休職者及び非常勤の者を除く。）は、十一万九千九百四十七人とし、うち十一万人を保安官、七千五百九十人を警備官とする。

（定員）

第七條 保安庁の職員（海上公安局に勤務する職員を除く。）の定員（二月以内の期間を定めて雇用される者、休職者及び非常勤の者を除く。）は、十一万九千九百四十七人とし、うち十一万人を保安官、七千五百九十人を警備官とする。

（大長）

2 大長は、長官を助け、庶務を監督する。

3 次長は、長官を助け、庶務を監督し、各部局及び機関の事務を監理し、各部局及び機関の事務を監理する。

## 第二章 組織

### 第一節 内部部局

#### 第一款 通則

(内部部局)

第九條 保安庁に、長官官房の外、左の四局並びに第一幕僚監部及び第二幕僚監部を置く。

保安局

人事局

経理局

装備局

#### 第二款 長官官房及び各局の任務

(長官官房及び各局の任務)

第十條 長官官房及び各局は、保安隊及び警備隊に関する各般の方針及び基本的な実施計画の作成について長官の行。第一幕僚長又は第二幕僚長又は第三幕僚長の作成した方針及び基本的な実施計画について長官の行う承認並びに保安隊又は警備隊の隊務(長官官房及び各局の所掌事務を除く保安隊又は警備隊の事務をいう。以下同じ)に関する事項について第一幕僚長又は第二幕僚長又は第三幕僚長の作成した方針及び基本的な実施計画について長官の行う承認並びに保安隊又は警備隊の隊務(長官官房及び各局の所掌事務を除く保安隊又は警備隊の事務をいう。以下同じ)に関する事項について第一幕僚長又は第二幕僚長の作成したこと。

(保安局の事務)

第十二條 保安局においては、左の事務をつかさどる。

一 警備に関する計画の基本及び調整のこと。

二 保安隊及び警備隊の行動の基本に関する事務。

三 第一幕僚監部及び第二幕僚監部並びに部隊等の組織、定員、編成、装備及び配置の基本に関する事務。

四 警備に必要な資料及び情報の收集整理に関する事務。

五 職員の訓練及び教育の基本に関する事務。

六 保安研修所に関する事務。

七 保安大学校に関する事務。

八 公文書の接受、発送、編集及び保管に関する事務。

九 調査及び統計に関する事務。

十 文書の審査及び進達に関する事務。

十一 前各号に掲げるものの外、他の部局又は機関の所掌に属しない事務に関する事務。

十二 前各号に掲げるものの外、他の部局又は機関の所掌に属しない事務に関する事務。

十三 前各号に掲げるものの外、他の部局又は機関の所掌に属しない事務に関する事務。

十四 前各号に掲げるものの外、他の部局又は機関の所掌に属しない事務に関する事務。

十五 前各号に掲げるものの外、他の部局又は機関の所掌に属しない事務に関する事務。

十六 前各号に掲げるものの外、他の部局又は機関の所掌に属しない事務に関する事務。

十七 前各号に掲げるものの外、他の部局又は機関の所掌に属しない事務に関する事務。

十八 前各号に掲げるものの外、他の部局又は機関の所掌に属しない事務に関する事務。

十九 前各号に掲げるものの外、他の部局又は機関の所掌に属しない事務に関する事務。

三 職員の補充の基本に関する事務。

四 職員の勤務条件及び給與に関する制度に関する事務。

五 職員の福利厚生の基本に関する事務。

六 職員の保健衛生の基本に関する事務。

七 公正審査会に関する事務。

八 法令案の審査及び進達に関する事務。

九 長官官房及び各局の分課及び定員に関する事務。

十 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

十一 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

十二 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

十三 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

十四 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

十五 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

十六 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

十七 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

十八 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

十九 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

二十 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

二十一 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

二十二 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

二十三 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

二十四 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

二十五 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

二十六 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

二十七 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

二十八 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

二十九 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

三十 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

三十一 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

三十二 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

三十三 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

三十四 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

三十五 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

三十六 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

三十七 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

三 官房長は、命を受け、長官官房の事務を掌理する。

四 部員は、命を受け、課務に參画する。

五 部員は、命を受け、課務に參画する。

六 長官、次長、官房長、局長及び課長は、旧正規陸海軍将校又は三等保安官以上の保安官(以下「幹部警備官」という)若しくは三等警備士以上の警備官(以下「幹部警備官」という)の経験のない者のうちから任用するものとする。

(長官官房の事務)

七 公正審査会に関する事務。

八 法令案の審査及び進達に関する事務。

九 長官官房及び各局の分課及び定員に関する事務。

十 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

十一 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

十二 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

十三 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

十四 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

十五 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

十六 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

十七 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

十八 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

十九 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

二十 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

二十一 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

二十二 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

二十三 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

二十四 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

二十五 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

二十六 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

二十七 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

二十八 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

二十九 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

三十 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

三十一 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

三十二 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

三十三 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

三十四 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

三十五 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

三十六 長官官房及び各局の職員の人事に関する事務。

(幕僚長)

三 第一幕僚長は、命を受け、長官官房の事務を掌理する。

四 第一幕僚長は、命を受け、課務に參画する。

五 第一幕僚長は、命を受け、課務に參画する。

六 第一幕僚長は、命を受け、課務に參画する。

七 第一幕僚長は、命を受け、課務に參画する。

八 第一幕僚長は、命を受け、課務に參画する。

九 第一幕僚長は、命を受け、課務に參画する。

十 第一幕僚長は、命を受け、課務に參画する。

十一 第一幕僚長は、命を受け、課務に參画する。

十二 第一幕僚長は、命を受け、課務に參画する。

十三 第一幕僚長は、命を受け、課務に參画する。

十四 第一幕僚長は、命を受け、課務に參画する。

十五 第一幕僚長は、命を受け、課務に參画する。

十六 第一幕僚長は、命を受け、課務に參画する。

十七 第一幕僚長は、命を受け、課務に參画する。

十八 第一幕僚長は、命を受け、課務に參画する。

十九 第一幕僚長は、命を受け、課務に參画する。

二十 第一幕僚長は、命を受け、課務に參画する。

二十一 第一幕僚長は、命を受け、課務に參画する。

二十二 第一幕僚長は、命を受け、課務に參画する。

二十三 第一幕僚長は、命を受け、課務に參画する。

二十四 第一幕僚長は、命を受け、課務に參画する。

二十五 第一幕僚長は、命を受け、課務に參画する。

二十六 第一幕僚長は、命を受け、課務に參画する。

二十七 第一幕僚長は、命を受け、課務に參画する。

二十八 第一幕僚長は、命を受け、課務に參画する。

二十九 第一幕僚長は、命を受け、課務に參画する。

三十 第一幕僚長は、命を受け、課務に參画する。

三十一 第一幕僚長は、命を受け、課務に參画する。

三十二 第一幕僚長は、命を受け、課務に參画する。

三十三 第一幕僚長は、命を受け、課務に參画する。

三十四 第一幕僚長は、命を受け、課務に參画する。

三十五 第一幕僚長は、命を受け、課務に參画する。

三十六 第一幕僚長は、命を受け、課務に參画する。

## (幕僚監部の職員)

第二十一條 第一幕僚監部に第一幕僚長の外所要の保安官を、第二幕僚監部に第二幕僚長の外所要の警備官を置く。

2 第一幕僚監部又は第二幕僚監部に、幕僚副長を置くことができる。幕僚副長は、保安官又は警備官をもつて充てる。

3 幕僚副長は、第一幕僚長又は第二幕僚長を助ける。幕僚副長は、保安官又は警備官をもつて充てる。

## に、事務官、技官その他の所要の職員を置くことができる。

## (幕僚監部間の連絡)

第二十二條 第一幕僚監部及び第二幕僚監部は、その所掌事務を行つたものとする。相互に緊密な連絡をするものとする。

## (附屬機関)

第三節 附屬機関

第二十三條 左の表の上欄に掲げる機関は、保安庁の附屬機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載するところとする。

種類	目的
保安研修所	保安隊及び警備隊の管理及び運営に関する基本的な調査研究をするとともに、幹部保安官、幹部警備官その他の幹部職員を訓練すること。
保安大学校	幹部保安官又は幹部警備官となるべき者を訓練すること。
技術研究所	保安隊及び警備隊の装備品等について技術的研究を行うこと。
2 前項の附屬機関の所掌事務、位置及び内部組織は、政令で定める。	警備隊の部隊を置く。
3 第一項の附屬機関に、その所掌事務を行わせるため保安官又は警備官を置く外、事務官、技官、教官その他の所要の職員を置くことができる。	(その他の機関)
4 保安大学校の学生(以下「学生」という。)の員数は、第七條に規定する職員の定員外とする。	(部隊)
第二十四條 部隊に、保安隊及び	に、保安官又は警備官を置く外、

## 事務官、技官、教官その他の所要の職員を置くことができる。

## (海上公安局)

第二十七條 保安庁に、海上公安局を置く。

## (海上公安局)

第四節 海上公安局

2 海上公安局の組織、所掌事務及び権限等については、海上公安局法(昭和二十七年法律第号)の

定めるところによる。

## 第三章 職員

## 第一節 通則

## (任命権者)

第二十八條 職員の任用、休職、復職、退職、免職、補職及び懲戒処分は、長官又はその委任を受けた職員が行う。

## (事務官、技官及び教官)

第二十九條 事務官は、命を受け、事務に従事する。

## (技官は、命を受け、技術(教育)に関するものを除く。)に従事する。

## (教官は、命を受け、教育に従事する。)

## (保安官及び警備官)

第三十條 保安官又は警備官は、命を受け、それぞれ保安隊又は警備隊の隊務を行ふ。

## (その他の機関)

第二十五條 保安庁に、第一幕僚長又は第二幕僚長の監督を受ける訓練施設その他の所要の機関を置く。

## (部隊その他の機関の職員)

2 前項の機関の組織及び所掌事務は、政令で定める。

## (部隊)

3 第一項の附屬機関に、その所掌事務を行わせるため保安官又は警備官を置く外、事務官、技官、教官その他の所要の職員を置くことができる。

## (部隊その他の機関)

4 保安大学校の学生(以下「学生」という。)の員数は、第七條に規定する職員の定員外とする。

## (部隊)

第二十六條 部隊及び前項の機関に、保安官又は警備官を置く外、

## (部隊その他の機関の職員)

3 第一項の期間が経過した場合において、保安長等が任期をしたときは、長官の定めるところにより、任用期間を定めて、引き続い

## (部隊)

4 第一項の員数は、第七條に規定する職員の定員外とする。

## (部隊)

5 第一項の員数は、第七條に規定する職員の定員外とする。

## (部隊)

6 第一項の員数は、第七條に規定する職員の定員外とする。

## (部隊)

## (職員の昇任)

## (第三十四条 職員の昇任は、勤務実績に基く選考又は競争試験による

## (補、二等警備士補、三等警備士補、警査長、一等警査、二等警査及び三等警査とする。)

## (職員の昇任)

## (第三十五条 左の各号の一に該当する者は、職員となることができる。

## (職員の採用)

## (第三十二条 職員の採用は、競争試験によるものとする。但し、競争試験以外の能力の実証に基く選考によることを妨げない。

## (職員の採用)

## (第三十三条 保査長、一等保査及び二等保査(以下「保査長等」といふ。)は、二年を期間として任用されるものとする。

## (保査長等の任用期間及びその延長)

## (第三十四条 保査長等が第六十一條第一項の規定により出動を命ぜられた場合には、二年を期間として任用されるものとする。

## (保査長等の任用期間及びその延長)

## (第三十五条 保査長等が第六十一條第一項の規定により出動を命ぜられた場合には、二年を期間として任用されるものとする。

## (保査長等の任用期間及びその延長)

## (第三十六条 何人も、職員の任用、休職、復職、退職、免職、補職、懲戒処分その他の人事に関する行為を不正に実現し、又は不正にその実現を妨げる目的をもつて、金銭その他の利益を授受し、提供し、若しくはその授受を要求し、若しくは約束し、脅迫、強制その他これに類する方法を用い、又は公の地位を利用し、若しくはその利用を提供し、要求し、若しくはそ

約束し、あるいはこれららの行為に  
関与してはならない。

(條件附任用)

第三十七條 職員の採用及び昇任  
は、すべて條件附のものとし、そ  
の職員がその職において六月を下  
らない期間を勤務し、その間その  
職務を良好な成績で遂行したとき  
に、正式のものとなる。

2 條件附任用に関し必要な事項及  
び條件附採用期間であつて六月を下  
こえる期間を要するものについて  
は、總理府令で定める。

(第三節 分限、懲戒及び保  
障)

(身分保障)

第三十八條 職員は、左の各号の一  
に該当する場合を除き、その意に  
反して、降任され、又は免職され  
ることない。

(勤務成績がよくない場合)

二 心身の故障のため、職務の遂  
行に支障があり、又はこれに堪  
えられない場合

(前二号に規定する場合の外、  
その職務に必要な適格性を欠く  
場合)

(組織若しくは定員の改廃又は  
予算の減少に因り、廃職又は過  
員を生じた場合)

第三十九條 職員は、左の各号の一  
に該当する場合を除き、その意に反  
して、休職にされることがない。

(心身の故障のため長期の休養  
を要する場合)

二 刑事事件に關し起訴された場  
合

(休職の効果)

第四十條 休職の期間は、三年を一  
合。

えない範囲内において、長官又は  
その委任を受けた職員が定める。

但し、前條第二号の規定による休  
職の期間は、その事件が裁判所に  
係属する間とする。

2 休職者は、職員としての身分を  
保有するか、職務に從事しない。

3 休職者には、法令で別段の定を  
する場合を除き、給與を支給しな  
い。

4 長官又はその委任を受けた職員  
は、休職者について休職の事由が  
消滅したときは、すみやかに、そ  
の者を復職させなければならな  
い。

5 長官又はその委任を受けた職員  
は、休職者について休職の事由が  
消滅したときは、すみやかに、そ  
の者を復職させなければならな  
い。

(停年)

第四十一條 保安官及び警備官(保  
査長等を除く。)は、その階級ご  
とに政令で定める年齢に達したと  
きに、退職するものとする。

(懲戒処分)

第四十二條 職員が左の各号の一に  
該当する場合には、これに対し懲  
戒処分として、免職、停職、減給  
又は戒告の処分をすることができる。

5 前項に規定する場合には、これに対し  
て懲戒処分として、退校、停学又  
は戒告の処分をすることができる。

6 学生としての義務に違反し、  
又は學業を怠つた場合

7 学生たるにふさわしくない行  
為があつた場合

8 その他この法律又はこの法律  
に基く命令に違反した場合

9 服務の宣誓

10 第三十八條から第四十  
條まで及び前條の規定は、條件附  
採用期間中の職員、臨時職員及  
び学生については、適用しない。

第四十七條 第三十八條から第四十  
條まで及び前條の規定は、條件附  
採用期間中の職員、臨時職員及  
び学生については、適用しない。

(適用除外)

第四十八條 職員は、總理府令で定  
めるところにより、服務の宣誓を  
しなければならない。

(秘密を守る義務)

第五十四條 職員は、職務上知るこ  
とのできた秘密を漏らしてはなら  
ない。その職を離れた後も、同様  
とする。

2 職員が法令による証人、鑑定人  
等となり、職務上の秘密に屬する  
事項を発表する場合には、長官の  
許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法令に別段の定  
ある場合を除き、拒むことがで  
きない。

4 前項に定めるものの外、學生の  
分限及び懲戒の効果に関する必  
要な事項は、政令で定める。

5 第四十二条及び前條第  
二項の規定による懲戒の手続に關  
する。二項の規定による懲戒の手續に關  
する。

6 職員の勤務時間及び休暇は、勤  
務の性質に応じ、總理府令で定め  
る。

7 第五十條 保安官及び警備官は、總  
理府令で定めるところに従い、長  
官。

する場合を除き、給與を支給しな  
い。

3 減給は、一年以内の期間、俸給  
の三分の一以下を減ずるものとす  
る。

4 長官又は、その意に反  
て、降任され、休職にされ、若し  
くは免職され、又は懲戒処分を受  
けた場合には、長官に対して、そ  
の審査を請求することができる。

5 本條中「學校長」という。)は、學  
生が左の各号の一に該当する場合  
には、その意に反して、退校又は  
休学を命ぜることができる。

6 長官は、前項の規定により付議  
した処分に対する公正審査会の判  
定があつたときは、その判定に従  
つて必要な措置をとらなければな  
らない。

7 長官は、前項の規定により付議  
した処分に対する公正審査会の判  
定があつたときは、その判定に従  
つて必要な措置をとらなければな  
らない。

8 公正審査会は、保安庁に置く。

9 審査の請求の手続並びに公正審  
査会の組織及び運営は、政令で定  
める。

10 第四十九條 職員は、何時でも職務  
に從事することのできる態勢にな  
ければならない。

11 第五十條 職員は、鑑定人等となり、  
職務上の秘密に屬する事項を発表  
する場合には、長官の許可を受け  
なければならない。

12 第五十四条 職員は、職務上知るこ  
とのできた秘密を漏らしてはなら  
ない。その職を離れた後も、同様  
とする。

13 第五十五条 職員は、法令に別段の定  
ある場合を除き、拒むことがで  
きない。

14 第五十六条 職員は、總理府令で定め  
る。

15 第五十七条 職員は、法定場所に居住  
する場合を除き、給與を支給しな  
い。

16 第五十八条 職員は、法定場所に居住  
する場合を除き、總理府令で定め  
る。

17 第五十九條 職員は、法定場所に居住  
する場合を除き、總理府令で定め  
る。

18 第六十條 職員は、法定場所に居住  
する場合を除き、總理府令で定め  
る。

19 第六十一条 職員は、法定場所に居住  
する場合を除き、總理府令で定め  
る。

20 第六十二条 職員は、法定場所に居住  
する場合を除き、總理府令で定め  
る。

21 第六十三条 職員は、法定場所に居住  
する場合を除き、總理府令で定め  
る。

22 第六十四条 職員は、法定場所に居住  
する場合を除き、總理府令で定め  
る。

23 第六十五条 職員は、法定場所に居住  
する場合を除き、總理府令で定め  
る。

24 第六十六条 職員は、法定場所に居住  
する場合を除き、總理府令で定め  
る。

官が指定する場所に居住しなけれ  
ばならない。

(職務遂行の義務)

第五十一條 職員は、法令に従い、  
誠実にその職務を遂行するものと  
し、職務上の危険若しくは責任を  
負う場合に、上司の許可を受けな  
いで職務を離れてはならない。

(上司の命令に従わなければなら  
ない。

第五十二条 職員は、その職務の遂  
行に當つては、上司の職務上の命  
令に忠実に従わなければなら  
ない。

第五十三条 職員は、常に品位を重  
んじ、いやしくも職員としての信  
用を傷つけ、又は保安隊若しくは  
警備隊の威信を損するような行為  
をしてはならない。

第五十四条 職員は、長官の定めるところに従い、制服を  
着用し、服装を常に端正に保たな  
ければならない。

第五十五条 職員は、長官の定めるところに従い、制服を  
着用し、服装を常に端正に保たな  
ければならない。

第五十六条 職員は、長官の定めるところに従い、制服を  
着用し、服装を常に端正に保たな  
ければならない。

第五十七条 職員は、長官の定めるところに従い、制服を  
着用し、服装を常に端正に保たな  
ければならない。

第五十八条 職員は、長官の定めるところに従い、制服を  
着用し、服装を常に端正に保たな  
ければならない。

第五十九條 職員は、長官の定めるところに従い、制服を  
着用し、服装を常に端正に保たな  
ければならない。

第六十条 職員は、長官の定めるところに従い、制服を  
着用し、服装を常に端正に保たな  
ければならない。

第六十一条 職員は、長官の定めるところに従い、制服を  
着用し、服装を常に端正に保たな  
ければならない。

第六十二条 職員は、長官の定めるところに従い、制服を  
着用し、服装を常に端正に保たな  
ければならない。

第六十三条 職員は、長官の定めるところに従い、制服を  
着用し、服装を常に端正に保たな  
ければならない。

第六十四条 職員は、長官の定めるところに従い、制服を  
着用し、服装を常に端正に保たな  
ければならない。

第六十五条 職員は、長官の定めるところに従い、制服を  
着用し、服装を常に端正に保たな  
ければならない。

第六十六条 職員は、長官の定めるところに従い、制服を  
着用し、服装を常に端正に保たな  
ければならない。

第六十七条 職員は、長官の定めるところに従い、制服を  
着用し、服装を常に端正に保たな  
ければならない。

第六十八条 職員は、長官の定めるところに従い、制服を  
着用し、服装を常に端正に保たな  
ければならない。

第六十九條 職員は、長官の定めるところに従い、制服を  
着用し、服装を常に端正に保たな  
ければならない。

第七十条 職員は、長官の定めるところに従い、制服を  
着用し、服装を常に端正に保たな  
ければならない。

約束し、あるいはこれらの行為に  
関与してはならない。

(條件附任用)

第三十七條 職員の採用及び昇任  
は、すべて條件附のものとし、そ  
の職員がその職において六月を下  
らない期間を勤務し、その間その  
職務を良好な成績で遂行したとき  
に、正式のものとなる。

2 條件附任用に関し必要な事項及  
び條件附採用期間であつて六月を下  
こえる期間を要するものについて  
は、總理府令で定める。

(第三節 分限、懲戒及び保  
障)

(身分保障)

第三十八條 職員は、左の各号の一  
に該当する場合を除き、その意に  
反して、降任され、又は免職され  
ることない。

(勤務成績がよくない場合)

二 心身の故障のため、職務の遂  
行に支障があり、又はこれに堪  
えられない場合

(前二号に規定する場合の外、  
その職務に必要な適格性を欠く  
場合)

(組織若しくは定員の改廃又は  
予算の減少に因り、廃職又は過  
員を生じた場合)

第三十九條 職員は、左の各号の一  
に該当する場合を除き、その意に反  
して、休職にされることがない。

(心身の故障のため長期の休養  
を要する場合)

二 刑事事件に關し起訴された場  
合

(休職の効果)

第四十條 休職の期間は、三年を一  
合。

(休職の効果)

第四十條 休職の期間は、三年を一  
合。

(審査の請求及び公正審査会)

(第四十六條 職員は、その意に反  
して、降任され、休職にされ、若し  
くは免職され、又は懲戒処分を受  
けた場合には、長官に対して、そ  
の審査を請求することができる。

2 長官は、前項の審査の請求を受  
けた場合には、これを公正審査会  
に付議しなければならない。

(學生の分限及び懲戒の特例)

第四十四條 保安大學校の長(以下  
の三分の一以下を減ずるものとす  
る。)

3 休職者には、法令で別段の定を  
する場合を除き、給與を支給しな  
い。

4 長官又は、その委任を受けた職員  
は、休職者について休職の事由が  
消滅したときは、すみやかに、そ  
の者を復職させなければならな  
い。

5 長官又は、その委任を受けた職員  
は、休職者について休職の事由が  
消滅したときは、すみやかに、そ  
の者を復職させなければならな  
い。

6 長官は、前項の規定により付議  
した処分に対する公正審査会の判  
定があつたときは、その判定に従  
つて必要な措置をとらなければな  
らない。

7 長官は、前項の規定により付議  
した処分に対する公正審査会の判  
定があつたときは、その判定に従  
つて必要な措置をとらなければな  
らない。

8 長官は、前項の規定により付議  
した処分に対する公正審査会の判  
定があつたときは、その判定に従  
つて必要な措置をとらなければな  
らない。

9 長官は、前項の規定により付議  
した処分に対する公正審査会の判  
定があつたときは、その判定に従  
つて必要な措置をとらなければな  
らない。

10 長官は、前項の規定により付議  
した処分に対する公正審査会の判  
定があつたときは、その判定に従  
つて必要な措置をとらなければな  
らない。

11 長官は、前項の規定により付議  
した処分に対する公正審査会の判  
定があつたときは、その判定に従  
つて必要な措置をとらなければな  
らない。

12 長官は、前項の規定により付議  
した処分に対する公正審査会の判  
定があつたときは、その判定に従  
つて必要な措置をとらなければな  
らない。

13 長官は、前項の規定により付議  
した処分に対する公正審査会の判  
定があつたときは、その判定に従  
つて必要な措置をとらなければな  
らない。

14 長官は、前項の規定により付議  
した処分に対する公正審査会の判  
定があつたときは、その判定に従  
つて必要な措置をとらなければな  
らない。

15 長官は、前項の規定により付議  
した処分に対する公正審査会の判  
定があつたときは、その判定に従  
つて必要な措置をとらなければな  
らない。

16 長官は、前項の規定により付議  
した処分に対する公正審査会の判  
定があつたときは、その判定に従  
つて必要な措置をとらなければな  
らない。

17 長官は、前項の規定により付議  
した処分に対する公正審査会の判  
定があつたときは、その判定に従  
つて必要な措置をとらなければな  
らない。

18 長官は、前項の規定により付議  
した処分に対する公正審査会の判  
定があつたときは、その判定に従  
つて必要な措置をとらなければな  
らない。

19 長官は、前項の規定により付議  
した処分に対する公正審査会の判  
定があつたときは、その判定に従  
つて必要な措置をとらなければな  
らない。

20 長官は、前項の規定により付議  
した処分に対する公正審査会の判  
定があつたときは、その判定に従  
つて必要な措置をとらなければな  
らない。

約束し、あるいはこれらの行為に  
関与してはならない。

(條件附任用)

第三十七條 職員の採用及び昇任  
は、すべて條件附のものとし、そ  
の職員がその職において六月を下  
らない期間を勤務し、その間その  
職務を良好な成績で遂行したとき  
に、正式のものとなる。

2 條件附任用に関し必要な事項及  
び條件附採用期間であつて六月を下  
こえる期間を要するものについて  
は、總理府令で定める。

(第三節 分限、懲戒及び保  
障)

(身分保障)

第三十八條 職員は、左の各号の一  
に該当する場合を除き、その意に  
反して、降任され、又は免職され  
ることない。

(勤務成績がよくない場合)

二 心身の故障のため、職務の遂  
行に支障があり、又はこれに堪  
えられない場合

(前二号に規定する場合の外、  
その職務に必要な適格性を欠く  
場合)

(組織若しくは定員の改廃又は  
予算の減少に因り、廃職又は過  
員を生じた場合)

第三十九條 職員は、左の各号の一  
に該当する場合を除き、その意に反  
して、休職にされることがない。

(心身の故障のため長期の休養  
を要する場合)

二 刑事事件に關し起訴された場  
合

(休職の効果)

第四十條 休職の期間は、三年を一  
合。

(休職の効果)

第四十條 休職の期間は、三年を一  
合。

約束し、あるいはこれらの行為に  
関与してはならない。

(條件附任用)

第三十七條 職員の採用及び昇任  
は、すべて條件附のものとし、そ  
の職員がその職において六月を下  
らない期間を勤務し、その間その  
職務を良好な成績で遂行したとき  
に、正式のものとなる。

2 條件附任用に関し必要な事項及  
び條件附採用期間であつて六月を下  
こえる期間を要するものについて  
は、總理府令で定める。

(第三節 分限、懲戒及び保  
障)

(身分保障)

第三十八條 職員は、左の各号の一  
に該当する場合を除き、その意に  
反して、降任され、又は免職され  
ることない。

(勤務成績がよくない場合)

二 心身の故障のため、職務の遂  
行に支障があり、又はこれに堪  
えられない場合

(前二号に規定する場合の外、  
その職務に必要な適格性を欠く  
場合)

(組織若しくは定員の改廃又は  
予算の減少に因り、廃職又は過  
員を生じた場合)

第三十九條 職員は、左の各号の一  
に該当する場合を除き、その意に反  
して、休職にされることがない。

(心身の故障のため長期の休養  
を要する場合)

二 刑事事件に關し起訴された場  
合

(休職の効果)

第四十條 休職の期間は、三年を一  
合。

(休職の効果)

第四十條 休職の期間は、三年を一  
合。

約束し、あるいはこれらの行為に  
関与してはならない。

(條件附任用)

第三十七條 職員の採用及び昇任  
は、すべて條件附のものとし、そ  
の職員がその職において六月を下  
らない期間を勤務し、その間その  
職務を良好な成績で遂行したとき  
に、正式のものとなる。

2 條件附任用に関し必要な事項及  
び條件附採用期間であつて六







二 第五十九條第一項の規定に違

反して組合その他の団体を結成した者

三 第五十九條第二項の規定に違

反した者

四 第六十一条第一項の規定によ

る出勤命令を受けた者で、上司の職務上の命令に服従しなかつたもの

五 第六十三条の規定による出勤命令を受けた者で、正当な理由がない職務の場所を離れた日を過ぎたもの又は職務の場所につくように命ぜられた日から正当な理由がない七日を過ぎたなおその場所につかないもの

六 上司の職務上の命令に対し多数共同して反抗した者

七 正当な権限がなくて又は上司の職務上の命令に違反して部隊を指揮した者

2 前項第一号、第四号若しくは第五号に規定する行為の遂行をそのままに命ぜられた日から正当な理由がない七日を過ぎたなおその場所につかないもの

六 上司の職務上の命令に対し多

数共同して反抗した者

七 正当な権限がなくて又は上司の職務上の命令に違反して部隊を指揮した者

2 前項第一号、第四号若しくは第五号に規定する行為の遂行をそのままに命ぜられた日から正当な理由がない七日を過ぎたなおその場所につかないもの

六 上司の職務上の命令に対し多

数共同して反抗した者

七 正当な権限がなくて又は上司の職務上の命令に違反して部隊を指揮した者

一 第五十九條第二項の規定に違

反した者

二 正当な理由がなくて職務の場

所を離れた日を過ぎた者又は職

務の場所につくように命ぜられ

た日から正当な理由がなくて三

日を過ぎてなおその場所につか

ない者

三 上司の職務上の命令に対し多

数共同して反抗した者

四 正当な権限がなくて又は上司の職務上の命令に違反して部隊を指揮した者

五 第六十三条の規定による出勤命令を受けた者で、正当な理由がない職務の場所を離れた日を過ぎたもの又は職務の場所につくように命ぜられた日から正当な理由がない七日を過ぎたなおその場所につかないもの

六 上司の職務上の命令に対し多

数共同して反抗した者

七 正当な権限がなくて又は上司の職務上の命令に違反して部隊を指揮した者

一 第五十九條第二項の規定に違

反した者

二 正当な理由がなくて職務の場

所を離れた日を過ぎた者又は職

に当つては、第一幕僚長を通じて行うものとする。

十七年十月十四日までの間は、「警察予備隊の警察官」と読み替えるものとする。

四 次長は、前項の規定により長官の行う職務に關し、長官を補佐する。

五 保安庁の長官官房及び各局は、長官の定めるところにより、附則第三項の規定により長官の行う職務を分掌する。

六 第一幕僚監部は、昭和二十七年七月一日から昭和二十七年四月までの間は、警察予備隊の隊務に関する長官の幕僚機関とする。

七 昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間は、第一幕僚監部並びに保安研修所、保安大学校及び技術研究所に保安官

中保安隊及び保安官に係る部分、一日から施行する。但し、本則(第

七條、第十八條から第二十三條まで及び第七十八条の規定を除く。)

この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。但し、本則(第

七條、第十八條から第二十三條まで及び第七十八条の規定を除く。)

中保安隊及び保安官に係る部分、一日から施行する。但し、本則(第

七條、第十八條から第二十三條まで及び第七十八条の規定を除く。)

この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。但し、本則(第

七條、第十八條から第二十三條まで及び第七十八条の規定を除く。)

昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間は、「警察予備隊の警察官」と読み替えるものとする。

四 次長は、前項の規定により長官の行う職務に關し、長官を補佐する。

五 保安庁の長官官房及び各局は、長官の定めるところにより、附則第三項の規定により長官の行う職務を分掌する。

六 第一幕僚監部は、昭和二十七年七月一日から昭和二十七年四月までの間は、第一幕僚監部並びに保安研修所、保安大学校及び技術研究所に保安官

中保安隊及び保安官に係る部分、一日から施行する。但し、本則(第

七條、第十八條から第二十三條まで及び第七十八条の規定を除く。)

この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。但し、本則(第

七條、第十八條から第二十三條まで及び第七十八条の規定を除く。)

任用上の決定その他の手続は、この法律の相当規定に基いてなされたものとみなす。

四 第十三項の規定により引き続いだ等保安士補以下の保安官となる者についての第三十三條第一項の任用期間は、その者が警察予備隊の警官として採用された日から算するものとする。

五 前項の者の任用條件、身分及び服務並びにこれららの者に関する罰則の適用については、その任用期間が経過するまでの間は、なお、従前の警察予備隊の警官に関する規定の例による。

六 前項の者の任用期間は、その者が警察予備隊の警官として採用された日から起算するものとする。

七 前項の者の任用期間は、その者が警察予備隊の警官として採用された日から起算するものとする。

八 前項の者の任用期間は、その者が警察予備隊の警官として採用された日から起算するものとする。

九 前項の者の任用期間は、その者が警察予備隊の警官として採用された日から起算するものとする。

十 前項の者の任用期間は、その者が警察予備隊の警官として採用された日から起算するものとする。

十一 前項の者の任用期間は、その者が警察予備隊の警官として採用された日から起算するものとする。

十二 前項の者の任用期間は、その者が警察予備隊の警官として採用された日から起算するものとする。

十三 前項の者の任用期間は、その者が警察予備隊の警官として採用された日から起算するものとする。

十四 前項の者の任用期間は、その者が警察予備隊の警官として採用された日から起算するものとする。

十五 前項の者の任用期間は、その者が警察予備隊の警官として採用された日から起算するものとする。

十六 前項の者の任用期間は、その者が警察予備隊の警官として採用された日から起算するものとする。

十七 前項の者の任用期間は、その者が警察予備隊の警官として採用された日から起算するものとする。

十八 前項の者の任用期間は、その者が警察予備隊の警官として採用された日から起算するものとする。

十九 前項の者の任用期間は、その者が警察予備隊の警官として採用された日から起算するものとする。

二十 前項の者の任用期間は、その者が警察予備隊の警官として採用された日から起算するものとする。

二十一 前項の者の任用期間は、その者が警察予備隊の警官として採用された日から起算するものとする。

二十二 前項の者の任用期間は、その者が警察予備隊の警官として採用された日から起算するものとする。

二十三 前項の者の任用期間は、その者が警察予備隊の警官として採用された日から起算するものとする。

二十四 前項の者の任用期間は、その者が警察予備隊の警官として採用された日から起算するものとする。

二十五 前項の者の任用期間は、その者が警察予備隊の警官として採用された日から起算するものとする。

二十六 前項の者の任用期間は、その者が警察予備隊の警官として採用された日から起算するものとする。

二十七 前項の者の任用期間は、その者が警察予備隊の警官として採用された日から起算するものとする。

二十八 前項の者の任用期間は、その者が警察予備隊の警官として採用された日から起算するものとする。

二十九 前項の者の任用期間は、その者が警察予備隊の警官として採用された日から起算するものとする。

三十 前項の者の任用期間は、その者が警察予備隊の警官として採用された日から起算するものとする。

三十一 前項の者の任用期間は、その者が警察予備隊の警官として採用された日から起算するものとする。

三十二 前項の者の任用期間は、その者が警察予備隊の警官として採用された日から起算するものとする。

三十三 前項の者の任用期間は、その者が警察予備隊の警官として採用された日から起算するものとする。

三十四 前項の者の任用期間は、その者が警察予備隊の警官として採用された日から起算するものとする。

三十五 前項の者の任用期間は、その者が警察予備隊の警官として採用された日から起算するものとする。

三十六 前項の者の任用期間は、その者が警察予備隊の警官として採用された日から起算するものとする。

三十七 前項の者の任用期間は、その者が警察予備隊の警官として採用された日から起算するものとする。

三十八 前項の者の任用期間は、その者が警察予備隊の警官として採用された日から起算するものとする。

三十九 前項の者の任用期間は、その者が警察予備隊の警官として採用された日から起算するものとする。

四十 前項の者の任用期間は、その者が警察予備隊の警官として採用された日から起算するものとする。

四十一 前項の者の任用期間は、その者が警察予備隊の警官として採用された日から起算するものとする。

四十二 前項の者の任用期間は、その者が警察予備隊の警官として採用された日から起算するものとする。

四十三 前項の者の任用期間は、その者が警察予備隊の警官として採用された日から起算するものとする。

第一節 附屬機関（第四十四條—第四十六條）	第三節 附屬機関（第四十四條—第四十六條）
第二章 総則（第四十七條・第四十八條）	第四章 職員（第四十七條・第四十八條）
第一章 総則（第一條—第四條）	第一章 総則（第一條—第四條）
第二節 本省	第二節 本省
第三節 地方支分部局	第三節 地方支分部局
第一款 通商産業局（第二十一条—第五十一条）	第一款 通商産業局（第二十一条—第五十一条）
第二款 鉱山保安監督部（第三十一條—第三十四條）	第二款 鉱山保安監督部（第三十一條—第三十四條）
第三章 特許庁（第二十五條—第四十六条）	第三章 特許庁（第二十五條—第四十六条）
第一節 総則（第三十六條・第三十七條）	第一節 総則（第三十六條・第三十七條）
第二節 内部部局（第三十三第八條—第四十三條）	第二節 内部部局（第三十三第八條—第四十三條）
目次	目次
21 この附則に定めるものを除く外、この法律施行のため必要な経過措置は、政令で定める。	21 この附則に定めるものを除く外、この法律施行のため必要な経過措置は、政令で定める。
22 第六條中第十三号を同條第十四号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條第十二号の次に次の二号を加える。	22 第六條中第十三号を同條第十四号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條第十二号の次に次の二号を加える。
23 十三 保安官及び警備官	23 十三 保安官及び警備官
24 第一章 総則（第一條—第四條）	24 第一章 総則（第一條—第四條）
25 通商産業省設置法案	25 通商産業省設置法案
26 通商産業省設置法	26 通商産業省設置法
27 通商産業省の任務	27 通商産業省の任務
28 通商産業省は、左に掲げる臣とする。	28 通商産業省は、左に掲げる臣とする。
29 第三條 通商産業省は、左に掲げる國の行政事務及び事業を一體的に遂行する責任を負う行政機関とする。	29 第三條 通商産業省は、左に掲げる國の行政事務及び事業を一體的に遂行する責任を負う行政機関とする。
30 一 通商の振興及び調整並びに通商に伴う外国為替の管理	30 一 通商の振興及び調整並びに通商に伴う外国為替の管理
31 二 輸出品の生産の振興その他鉱産物及び工業品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整並びに検査	31 二 輸出品の生産の振興その他鉱産物及び工業品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整並びに検査
32 三 商鉱工業の合理化を促進するため必要な指導、あつ、旋及び助成に関する事務	32 三 商鉱工業の合理化を促進するため必要な指導、あつ、旋及び助成に関する事務
33 四 計量に関する事務	33 四 計量に関する事務
34 五 電気事業及びガス事業の運営の調整	34 五 電気事業及びガス事業の運営の調整
35 六 石炭その他の鉱物、電力等の資源の開発及び利用の推進並びに発電水力の調整	35 六 石炭その他の鉱物、電力等の資源の開発及び利用の推進並びに発電水力の調整
36 七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。	36 七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。
37 八 工業所有権に関する事務	37 八 工業所有権に関する事務
38 九 中小企業の振興及び指導	38 九 中小企業の振興及び指導
40 十 鉱工業の科学技術に関する試験研究及びその成果の普及	40 十 鉱工業の科学技術に関する試験研究及びその成果の普及
41 十一 工業標準の制定及び普及	41 十一 工業標準の制定及び普及
42 十二 商鉱工業に関する調査及び統計その他の商鉱工業に関する事務	42 十二 商鉱工業に関する調査及び統計その他の商鉱工業に関する事務
43 十三 所掌事務の周知宣伝を行うこと。	43 十三 所掌事務の周知宣伝を行うこと。
44 十四 所掌事務の公印を制定すること。	44 十四 所掌事務の公印を制定すること。
45 十五 所掌事務に係る物資の貯蔵、保管及び貿易等に関する基本的施策につき企画立案をすること。	45 十五 所掌事務に係る物資の貯蔵、保管及び貿易等に関する基本的施策につき企画立案をすること。
46 十六 鉱工業の科学技術に関する試験研究等を行うこと。	46 十六 鉱工業の科学技術に関する試験研究等を行うこと。
47 十七 輸出及び輸入を行ふこと。	47 十七 輸出及び輸入を行ふこと。
48 十八 通商に関する協定又は取締の実施に関し、必要な措置をとること。	48 十八 通商に関する協定又は取締の実施に関し、必要な措置をとること。
49 十九 貿易に係る外国為替予算案を作成すること。	49 十九 貿易に係る外国為替予算案を作成すること。
50 二十 通商に伴う外国為替に関する取引等を禁止し、又は制限すること。	50 二十 通商に伴う外国為替に関する取引等を禁止し、又は制限すること。
51 二十一 輸出及び輸入に関する税關長を指揮監督すること。	51 二十一 輸出及び輸入に関する税關長を指揮監督すること。
52 三十二 所掌事務に係る物資の検査を行うこと。	52 三十二 所掌事務に係る物資の検査を行うこと。

- 三十一 計量器の製造の事業を許可すること。
- 三十三 計量士国家試験を行い、計量士を登録すること。
- 三十四 アルコールを製造し、収納し、及び販売すること。
- 三十五 火薬類の製造の営業を許可すること。
- 三十六 鉱業権の設定等に関する出願及び鉱業権者の土地使用等を許可すること。
- 三十七 鉱業に関する保安上必要なときは、鉱業を停止し、又は鉱業上使用する施設の使用の停止、改修、修理等を命ぜること。
- 三十八 電気事業又はガス事業を許可すること。
- 三十九 電気及びガスの料金その他の供給條件の設定又は変更を認可すること。
- 四十 電気事業者間の電気の融通つき契約を認可し、及び必要な命令をし、並びに電気の供給が不足する場合において、電気の使用を制限すること。
- 四十一 電気及びガスに関する施設を認可し、又はその保安上必要な命令をすること。
- 四十二 電気工作物の検査を行い、又は電気用品の製造を免許すること。
- 四十三 中小企業の育成及び発展に関する基本的施策につき企画立案をすること。
- 四十四 中小企業に関する事項に関し、他の行政機関に対する意見を述べること。

- 四十五 中小企業の指導をすること。
- 四十六 中小企業等協同組合につき定款の認証等をすること。
- 四十七 商工組合中央金庫の行う金融業務を監督すること。
- 四十八 中小企業の経営の状況につき調査及び診断を行い、経営の改善に関する勧告を行うこと。
- 四十九 中小企業信用保険を行うこと。
- 五十 弁理士試験を行い、弁理士を登録すること。
- 五十一 工業所有権の出願につき決定及び査定を行うこと。
- 五十二 工業所有権を登録すること。
- 五十三 工業所有権に関する審判及び抗告審判を行うこと。
- 五十四 前各号に掲げるものの外、法律(これに基く命令を含む)に基き通商産業省に属させられた権限

- 第六條 大臣官房に官房長並びに統計調査監一人及び鉢山保安監一人を置く。
- 2 官房長は、命を受けて大臣官房の事務(第七條第十四号から第二十号までに掲げる事務を除く。)を掌理する。
- 3 統計調査監は、命を受けて大臣官房の事務のうち、次條第十四号に掲げる事務を掌理する。
- 4 鉢山保安監は、命を受けて大臣官房の事務のうち、次條第十五号から第二十号までに掲げる事務を掌理する。
- 5 通商産業大臣は、たばこ、たばこ巻紙、煙にがり、かん水、粗製しよう、脂及びしょ、脇油の輸出及び輸入の基本的事項については大蔵大臣に、米麦等主要食糧、肥料及び飼料の輸出及び輸入の基本的事項については農林大臣に協議しなければならない。

- 6 行政部は、中小企業に対する金融の基本となる方策その他中小企業に特に關係がある重要な方策を定めようとするときは、通商産業大臣にその旨を通知しなければならない。
- 第七條 大臣官房においては、通商産業省の所掌事務に関して、左の事務をつかさどる。
- 1 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教育及び訓練に関すること。
- 2 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。
- 3 経費及び收入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。(緊要物資輸入基金特別会計、輸出信用保険特別会計、中小企業信用保険特別会計、米国対日援助物資等処理特別会計及び特別鉱石復旧特別会計に關することを除く。)
- 4 行政財産及び物品(緊要物資輸入基金特別会計、輸出信用保険特別会計、米国対日援助物資等処理特別会計及びアルコール専売事業特別会計に屬するものを除く。)を管理すること。
- 5 通商局、重工業局、軽工業局及び公益事業局に次長各一人を置く。
- 6 次長は、局長を助け、局務を整理する。
- 7 職員の衛生、医療その他福利厚生に關すること。
- 8 こう報に關すること。
- 9 行政の考査を行うこと。
- 10 法令案の審査その他総合調整及び企画に關すること。
- 11 物資(電力を含む。)の需給に關する政策及び計画その他の商鉱工業に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。
- 12 調査一般に關すること。
- 13 図書及び資料の収集、保管、編集及び刊行を行うこと。

- 14 貿易等に関する外國為替予算案を作成すること。
- 15 通商に伴う外國為替を管理すること。
- 16 (次号に掲げるものを除く。)商鉱工業に関する統計につき、企画、普及、資料の収集、保管、製表、解析及び編集を行ふこと。(他の内部部局の所掌ることを除く。)
- 17 鉢山における人に対する危害の防止(衛生に關する通氣及び災害時ににおける教護を含む)を図ること。
- 18 鉢山資源の保護を図ること。
- 19 鉢山の施設の保全を図ること。
- 二十 鉢山における保安技術の改善を図ること。
- 二十一 前各号に掲げるものの外、通商産業省の所掌事務で他局及び他の機関の所掌に属しない事務に關すること。
- 二十二 通商局の事務
- 第八條 通商局においては、左の事務をつかさどる。
- 一 通商に関する政策、計画及び手続を立案し、並びにこれらの実施の総合調整を図ること。
- 二 通商に関する協定又は取締の実施に關すること。
- 三 海外市場、内外通商事情その他通商に關し調査し、統計を作成し、及び情報を提供すること。







部を置く。但し、必要に応じて通商産業大臣の定めるところにより、部の数を減ずることができる。

## 第二十号までに掲げる事務を分掌

(権限)

一 発明、実用新案、意匠及び商標二種の登録手続

は、左の事務をつかさどる機関と

商産業大臣の定めることによ  
り、部の数を減ずることができ  
る。

及び管轄区域は、その附置された通商産業局の位置及び管轄区域と

第二節 俗語

その半額は、**通商産業大臣**が定める。

(内部部局及び附屬機關)

部局の組織の細目は、通商産業省令で定める。

鉢山保安監督部に、附属機関と  
して、地方鉢山保安協議会を置

は、通商産業省令で定める。

3 地方鉱山保安協議会について  
は、鉱山保安法の定めるところに

閣として、地方鉱害賠償基準協議會を置く。よる。  
(支那)

### 第三十四條 通商産業大臣は、鞍山

では、鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の定めるところ  
保安監督部の部務の一部を分掌さ  
せるため、所要の地に鉱山保安監

督部の支部を置くことができる。

**第三十條** 通商産業大臣は、局務の事務の範囲及び内部組織は、通商産業省令で定める。

商業省にて定める  
第三章 特許庁

第三十五条 国家行政組織法第三條  
第二項の規定に基いて通商産業省を  
設置することができる。その名

に置かれる外局は、特許庁とす

## 第一節 總則

(任務及び長)

**第三十一條** 通商産業局に、鉱山保  
新案、意匠及び商標に関する事務

特許庁の長は、特許庁長官とする。特許庁の長は、特許庁長官とする。



## 第二章 削除

第三條から第二十五條まで 削除  
第五十七條を次のように改める。

### (発電水力の調査)

第五十七條 通商産業大臣は、発電水力の開発上必要な調査を行わなければならない。

### (第八章 異議の申立、聽聞及び訴訟)

「第八章 異議の申立、聽聞及び訴訟」を「第八章 異議の申立及び聽聞」に改める。

### (第七十一條から第七十三條まで)

第七十一條から第七十三條までを次のように改める。

### (第八十八條 削除)

第八十八條を次のように改め

### (附則)

1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2 従前の公益事業委員会の機関及び職員は、通商産業省の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

3 この法律の施行の際現に効力を有する公益事業委員会規則は、この法律の施行後も、通商産業省令としての効力を有するものとする。

4 この法律の施行前に公益事業命令の規定による異議の申立てに対し同令第六十二條第一項又は第六十九條第一項の規定による決定があつた同令又は同令に基く命令の規定による公益事業委員会の処分に対する訴については、改正前の同令第七十一條から第七十三條までの規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

## 第三章 「委員会」とあるのは「通商産業大臣」と読み替えるものとする。

第五條第十四号の次に次の二号を

### (郵政省設置法の一部を改正する法律)

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

### (法律)

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

### (局)

局に改める。

### (第一條から第三條に掲げる事業を合理的、能率的に経営する)

第一條から第三條に掲げる事業を合理的、能率的に経営する」を「第三條に掲げる事業を合理的、能率的に経営し、且つ、その所掌する行政事務を能率的に遂行する」に改める。

### (第三條の二)

第三條を次のように改める。

### (郵政省の任務)

第三條 郵政省は、左に掲げる国

事業及び行政事務を一體的に遂行する責任を負う行政機関とする。

### (郵便事業)

一 郵便事業

### (郵便貯金事業、郵便為替事業及び郵便振替貯金事業)

二 郵便貯金事業、郵便為替事業

### (簡易生命保険事業及び郵便年金事業)

三 簡易生命保険事業及び郵便年金事業

### (電気通信に関する事務)

一 前項の事業に附帯する業務

二 日本電信電話公社、国際電信電話株式会社及び日本放送協会から委託された業務

三 印紙の売りさばきに関する業務

## 第四章 年金及び恩給の支給その他

「委員会」とあるのは「通商産業大臣」と読み替えるものとする。

### (所掌事務に係る公益法

律案)

### (郵政省設置法の一部を改正する法律)

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

### (局)

局に改める。

### (第二十二条の二)

第二十二条の二 法令の定めるところに従い、所掌事務に關し、届出をさせ、報告を徵し、又は必要な命令をすること。

### (第二十二条の三)

第二十二条の三 法令の定めるところに従い、有線電気通信を規律すること。

### (第二十二条の四)

第二十二条の四 法令により委任され範囲において、電気通信に関する国際的取極を商議し、及び締結すること並びに国際電気通信連合その他の機関と連絡すること。

### (第二十二条の五)

第二十二条の五 法令の定めるところに従い、無線局の開設の根本的基本基準を定めること及び無線局（高周波利用設備を含む。以下同じ。）について免許（許可及び承認を含む。以下同じ。）をすること。

### (第二十二条の六)

第二十二条の六 法令の定めるところに従い、無線設備（高周波利用設備を含む。以下同じ。）の技術基準を定めること。

### (第二十二条の七)

第二十二条の七 法令の定めるところに従い、無線設備（高周波利用設備を含む。以下同じ。）の技術基準を定めること。

## 第五章 庫金の受入拂渡に関する業務及び員数等を検査すること。

第五條第十四号の次に次の二号を

### (電波監理審議会に關する事務)

電波監理審議会に關する

### (局)

局に加える。

### (第二十二条の八)

第二十二条の八 法令の定めるところに従い、電波を監視し、及び規律すること。

### (第二十二条の九)

第二十二条の九 周波数標準値を定め、標準電波を発射し、及び標準時を通報すること。

### (第二十二条の十)

第二十二条の十 電波の伝わり方に従い、予報及び異常に関する警報を發し、並びにその他の通報をすること。

### (第二十二条の十一)

第二十二条の十一 法令の定めるところに従い、日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社を監督すること。

### (第二十二条の十二)

第二十二条の十二 委託により、無線設備の性能試験並びにその機器の型式検定及び較正を行うこと。

### (第二十二条の十三)

第二十二条の十三 委託により、無線局の周波数を測定すること。

### (第二十二条の十四)

第二十二条の十四 電波の利用を助成し、及び促進すること。

### (第二十二条の十五)

第二十二条の十五 法令の定めるところに従い、日本放送協会を監督すること。

### (第二十二条の十六)

第二十二条の十六 法令の定めるところに従い、有線放送業務の運用を規正すること。

### (第二十二条の十七)

第二十二条の十七 「第二章 内部部局及び地方機関」を

### (郵波監理局)に改める。

## 第六章 第一項第五号の次に次の二号を加える。

五の二 聽聞に關すること。

### (電波監理審議会に關する事務)

電波監理審議会に關する

### (局)

局に加える。

### (第六條第一項第六号の次に次の二号を加える。

六の二 公益法人その他の団体に対する許可又は認可に関するこ

### (各部局の事業又は業務計画)

六の三 図書及び資料に関するこ

### (第六條第一項第十一号の二)

第六條第一項第十一号の二を次のように改める。

### (各部局の事業又は業務計画に基く資材及び物品の需給計画を作成し、及び実施すること。

### (第六條第一項第十二号の次に次の二号を加える。

### (各部局の事業又は業務計画に基く資材及び物品の需給計画を作成し、及び実施すること。

電信電話株式会社から委託され  
た業務を処理すること。

十三の二 日本放送協会から委託され  
た業務を処理すること。

・された業務を処理すること。

第九條第五項中「国際会議」を「国  
際的取扱い」に改める。

第十條第二十三号中「簡易生命保  
険便年金事業審議会及び」を削  
り、同條の次に次の一條を加える。

(電波監理局の事務)

第十條の二 電波監理局において  
は、左に掲げる事務をつかさど  
る。

一 電波及び放送の規律(有線放  
送の業務の運用の規正を含む。  
以下同じ)に関する企画を行  
い、及び実施すること。

二 電波及び放送の規律に関する  
法令を立案し、及び実施すること。

三 電波及び放送の規律に関する  
事務取扱方法を制定し、及び実  
施すること。

四 電波及び放送の規律に関する  
国際的取扱い及び国際電気通信連  
合その他の機関との連絡に関する  
こと。

五 周波数の割当に関すること。

六 無線局の開設の根本的基準を  
定めることその他無線局の免許  
に関すること。

七 無線設備の技術基準を定める  
こと。

八 無線局の運用及び検査に関する  
こと。

九 無線従事者の国家試験及び免  
許に関すること。

十 電波を監視し、及び規正する  
こと。

こと並びに不法に開設された無  
線局を探査すること。

十一 無線局の電波の発射の停止  
に関すること。

十二 電波の伝わり方についての  
予報及び警報に関すること。

十三 委託により、無線局の周波  
数を測定すること。

十四 電波の利用に関する研究及  
び調査をし、又はこれを部外の  
研究機関に委託すること。

十五 電波の利用を助成し、及び  
促進すること。

十六 日本放送協会に関するこ  
と。

十七 所部の職員の需要及び採用  
に関する計画案を作成するこ  
と。

十八 所部の職員を訓練するこ  
と。

十九 電波監理局の所掌事務に關  
する予算案を準備し、及び成立  
予算に基く業務計画を実施する  
こと。

二十 電波監理局の所掌事務に關  
する一般会計の決算をするこ  
と。

二十一 電波監理局の所掌事務に  
關する一般会計の収入及び支出  
の調整及び出納をすること。

二十二 電波監理局の所掌事務に  
關する周知を行い、及び統計を  
作成すること。

二十三 電波技術審議会及び電波  
研究所に關する事務を処理する  
こと。

二十四 前各号に掲げるものの  
規律に関するもの

二十五 前各号の事務に附帯する  
こと。

二十六 第二條第三号を次のように改め  
る。

三 郵政省所管の各会計の会計及  
び財務に関する法令及び手続に  
関すること。

三 郵政省所管の各会計の会計及  
び財務に関する法令及び手続に  
関すること。

三 郵政省所管の各会計の会計及  
び財務に関する法令及び手続に  
関すること。

四の二 郵政省所管の各会計の決  
算の取りまとめをすること。

市、名古屋市、金沢市、大阪市、  
広島市、松本市、熊本市、仙台市  
及び札幌市に置く。

2 地方郵政監察局及び地方郵政局

の名称及び管轄区域は、政令で定  
める。

3 地方電波監理局の名称、位置及  
び管轄区域は、左の通りとする。

4 関東電波監理局 東京都

長野市 東京都 千葉県 神奈川県 埼玉県 群馬県

名古屋市 新潟県 茨城県 栃木県 山梨県

大阪市 長野県 愛知県 三重県 石川県 福井県 富山県

金沢市 大阪府 長崎県 和歌山県 熊本県 福岡県

大坂府 京都府 兵庫県 奈良県

山口県 滋賀県 徳島県 香川県 高知県

広島市 球磨県 岩手県 青森県

佐賀県 宮崎県 福島県 福岡県 大分県

熊本県 長崎県 岩手県 青森県

宮城県 福島県 岩手県 青森県

北海道電波監理局 札幌市 北海道

東北電波監理局 仙台市 山形県

北海道電波監理局 札幌市 北海道









（の復旧整備のための營繕）の下に  
「保安庁の特殊な建物の營繕」を  
加え、「又は日本専売公社」を「、  
日本専売公社又は日本電信電話  
の加工」を削り、同項に次の二号  
を加える。

三 前号に掲げるものの外、委  
託に基き、第一号に掲げる事  
業の実施に伴い必要を生じた  
工事を行うこと。

（目的）

第一條 この法律は、經濟審議廳の  
所掌事務の範囲及び権限を明確に  
定めることとともに、その所掌する行  
政事務を能率的に遂行するに足る  
組織を定めることを目的とする。

（設置）

第二條 國家行政組織法（昭和二十  
三年法律第百二十号）第三條第二  
項の規定に基いて、總理府の外局  
として、經濟審議廳（以下「審議  
廳」という。）を設置する。

審議廳の長は、經濟審議廳長官  
とし、國務大臣をもつて充てる。  
（任務）

第三條 審議廳は、左に掲げる事務  
をつかさどる。

一 經済に関する基本的な政策の  
総合調整

二 他の行政機關の所掌に属さな  
い総合的経済政策の企画立案

三 長期経済計画の策定

四 総合国力の分析及び測定

## 經濟審議厅設置法

五 内外の経済動向及び国民所得等に関する調査及び分析（権限）

第四條 審議庁は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（法律に基く命令を含む）に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。

八 職員に貸與する宿舎を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置を執ること。

十一 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

十二 審議庁の公印を制定すること。

十三 経済に関する基本的な政策策

及び計画について、関係行政機関の事務の総合調整を行ふこと。  
十四 國土総合開発に関する基本的な政策及び計画を企画立案すること。  
十五 電源開発に関する基本的な政策及び計画を企画立案すること。  
十六 物価に関する基本的な政策を企画立案すること。  
十七 国民生活の安定に關する基本的な政策を企画立案すること。  
十八 前四号に掲げるものの外、他の行政機関の所掌に屬さない総合的経済政策を企画立案すること。  
十九 左に掲げる法律に基く内閣総理大臣の権限の行使について補佐すること。  
イ 國土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）  
ロ 國土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）  
ハ 電源開発促進法（昭和二十七年法律第一号）  
二十 前各号に掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む。）に基き、審議庁に属せしめられた権限  
(内部部局)  
第五條 審議庁に、左の三部を置く。  
総務部  
計画部  
調査部  
(特別な職)  
第六條 審議庁に、次長一人を置く。

3 審議官に、審議官十人以内を置く。

4 次長は、長官を助け、庶務を理する。

5 総務部、計画部及び調査部に、各部を通じ、調査官二十人以内を置く。

6 調査官は、命を受け、専門的事項の調査に参画する。

(総務部の事務)

第七條 総務部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教育及び訓練に関すること。
- 三 長官の官印及び戸印を保管すること。

四 公文書を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

五 経費及び收入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

六 行政財産及び物品を管理すること。

七 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

八 行政の考查を行うこと。

九 こう類に関すること。

十 法令案の審査及び庶務の総合調整に関すること。

十一 貿易及び国庫收支に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

十二 産業に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

十三 運輸に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

十四 財政、通貨及び金融に関する基本的な政策と。

十五 物価に関する基本的な政策と。

十六 国民の合理的な生活水準の確保並びに雇用の増大、国民生活水準の改善その他国民生活の安定に関する基本的な政策及び経済計画の企画立案及び総合調整に関すること。

十七 國際經濟協力に関する基本的な政策及び計画の企画立案を並びに推進に関すること。

十八 前七号に掲げるものの外、他の行政機関の所掌に属さない統合的經濟政策の企画立案並びに經濟に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

十九 前各号に掲げるものの外、審議院の所掌事務で、他部の所掌に属さない事務に関すること。

(計画部の事務)

第八條 計画部においては、左の事務をつかさどる。

一 長期經濟計画の策定に関すること。

二 総合國力の分析及び測定に関すること。

三 電源開発に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び総合調整に関すること。

四 国土総合開発及び国土調査に関すること。

## (調査部の事務)

第九條 調査部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 内外の経済動向の調査及び分析に關すること。
- 二 経済統計の作成及び整備に関すること。

三 国民所得等の調査及び分析に關すること。

(附屬機関)

第十條 審議所の附屬機関として、

経済審議会を置く。

2 経済審議会は、内閣総理大臣の諸間に応じ、經濟に関する重要な政策、計画等につき調査審議する。

3 経済審議会の組織、所掌事務及び委員については、政令で定める。

4 第十一条 審議所に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

(附 則)

第一項 審議所に置かれる職員の一日から施行する。

2 この法律施行の際現に經濟安定本部の職員である者は、別に辞令を発せられない場合においては、法律に別段の定のない限り、同一の勤務條件をもつて、審議所の職員となるものとする。

3 関係各行政機關の長は、その所掌事務を遂行するにあたつて必要があると認めるときは、第一項第一号から第三号までに規定する事項に關し、資源調査会の調査審議を求めることができる。

(資料の提出等の要求)

第一條 総理府に、国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八條第一項に規定する機関として、資源調査会を置く。

(設置)

資源調査会設置法

## (所掌事務)

第二條 資源調査会は、左の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 資源の総合的利用のための方策に關し調査審議すること。
- 二 関係各行政機関が獨立する資源の利用計画の総合調整に関し調査審議すること。

三 資源調査の計画に關し調査審議すること。

(附屬機関)

四 前各号に規定する事項に關し、調査審議の結果を内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて、關係各行政機関の長に対し、勧告し、又は報告すること。

五 関係各行政機関が行う各般の經濟計画の作成及び国の予算の編成に必要な資源の利用に関する資料を收集整理すること。

六 資源の利用に関する内外の資料を收集し、並びに資源の利用に關し周知させ、及び啓発を行うこと。

七 その他資源の総合的利用に関する事項。

2 資源調査会は、前項に規定するもの以外、内閣総理大臣の諮問に応じ、同項第一号から第三号までに規定する事項に關し調査審議し、その結果を内閣総理大臣に答申する。

3 関係各行政機關の長は、その所掌事務を遂行するにあたつて必要があると認めるときは、第一項第一号から第三号までに規定する事項に關し、資源調査会の調査審議を求めることができる。

4 学識経験がある者のうちから任命される委員の任期は、二年と半以下でなければならない。

3 委員は、非常勤とする。

4 第十二条 資源の利用に關し、資源調査会及び関係各行政機関相互の間の連絡を図るため、資源調査会に、連絡会議を開く。

5 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

6 (連絡会議)

第七條 委員は、学識経験がある者又は関係各行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 関係各行政機関の職員(教職にある者及び試験研究に從事する者を除く。)のうちから任命される委員の数は、委員の總数の二分の一以下でなければならない。

3 委員は、非常勤とする。

4 学識経験がある者のうちから任命される委員の任期は、二年と半以下でなければならない。

5 委員は、非常勤とする。

6 (政令への委任)

第一條 この法律に定めるものを除く外、資源調査会に關し必要な事項は、政令で定める。

(附 則)

第一條 総理府に、國家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八條第一項に規定する機関として、資源調査会を置く。

務を遂行するために必要があると認めるとときは、関係各行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

第三條 資源調査会は、会長、副会長及び委員二十人以内で組織する。

(組織)

第四條 資源調査会は、会長、副会長もつて充てる。

2 会長は、会務を総理する。

(会長)

第五條 会長は、資源調査所長官をもつて充てる。

2 会長は、会務を総理する。

(副会長)

第六條 副会長は、一人とし、学識経験がある者又は関係各行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 副会長は、会長を助け、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 副会長は、常勤とす。但し、関係行政機関の職員のうちから任命された場合又はやむを得ない場合には、非常勤とすことができる。

(委員)

第七條 委員は、学識経験がある者又は関係各行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 関係各行政機関の職員(教職にある者及び試験研究に從事する者を除く。)のうちから任命される委員の数は、委員の總数の二分の一以下でなければならない。

3 委員は、非常勤とする。

4 第十二条 資源の利用に關し、資源調査会及び関係各行政機関相互の間の連絡を図るため、資源調査会に、連絡会議を開く。

5 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

6 (政令への委任)

第一條 この法律に定めるものを除く外、資源調査会に關し必要な事項は、政令で定める。

(附 則)

第一條 総理府に、國家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八條第一項に規定する機関として、資源調査会を置く。

(設置)

資源調査会設置法

5 前項の委員は、再任されることができる。

第六條 資源調査会は、会長、副会長及び委員の過半数が出席しない場合は、会議を開くことができない。

(会議)

第七條 資源調査会は、会長、副会長ともに事故がある場合には、会長があらかじめ指名する委員が、長ともに事故がある場合には、会長もつて充てる。

2 会長は、会議の議長となり、議長があらかじめ指名する委員が、議長となる。

3 資源調査会の議事は、会長、副会長及び委員のうち出席した者の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 (事務局)

第九條 資源調査会の事務を処理させるため、資源調査会に、事務局を置く。

3 事務局長は、委員のうちから、職員を置く。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

5 (連絡会議)

第七條 委員は、学識経験がある者又は関係各行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 関係各行政機関の職員(教職にある者及び試験研究に從事する者を除く。)のうちから任命される委員の数は、委員の總数の二分の一以下でなければならない。

3 委員は、非常勤とする。

4 第十二条 資源の利用に關し、資源調査会及び関係各行政機関相互の間の連絡を図るため、資源調査会に、連絡会議を開く。

5 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

6 (政令への委任)

第一條 この法律に定めるものを除く外、資源調査会に關し必要な事項は、政令で定める。

(附 則)

第一條 総理府に、國家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八條第一項に規定する機関として、資源調査会を置く。

(設置)

資源調査会設置法

2 この法律施行の際現に經濟安定本部設置法(昭和二十四年法律第百六十四号)第十五條に規定する

資源調査会の事務局の職員である者は、別に辞令を発せられない場合においては、同一の勤務條件をもつて、資源調査会事務局の職員となるものとする。

(法律の整理に関する法律案)

自治府設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

2 この法律施行の際現に經濟安定本部設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

3 資源調査会の議事は、会長、副会長及び委員のうち出席した者の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 (事務局)

第九條 資源調査会の事務を処理させるため、資源調査会に、事務局を置く。

3 事務局長は、委員のうちから、職員を置く。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

5 (連絡会議)

第七條 委員は、学識経験がある者又は関係各行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 関係各行政機関の職員(教職にある者及び試験研究に從事する者を除く。)のうちから任命される委員の数は、委員の總数の二分の一以下でなければならない。

3 委員は、非常勤とする。

4 第十二条 資源の利用に關し、資源調査会及び関係各行政機関相互の間の連絡を図るため、資源調査会に、連絡会議を開く。

5 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

6 (政令への委任)

第一條 この法律に定めるものを除く外、資源調査会に關し必要な事項は、政令で定める。

(附 則)

第一條 総理府に、國家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八條第一項に規定する機関として、資源調査会を置く。

(設置)

資源調査会設置法





理委員会」を「中央選挙管理委員会」に改める。

第一百四十八條第一項中「選挙管理委員会」の下に「(參議院全國選出議員の選舉については中央選挙管理委員會)」を加える。

第一百四十九條第一項中「全國選挙管理委員會が」を「命令で」に改める。

第五十條第三項中「全國選挙管理委員會」を「自治廳長官」に改める。

第一百六十七條第四項中「全國選挙管理委員會が」を「命令で」に改める。

第一百六十八條第一項及び第一百六十九條第一項中「全國選挙管理委員會」を「中央選挙管理委員會」に改める。

第一百七十二條中「當該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員會」の下に「(參議院全國選出議員の選挙については中央選挙管理委員會)」を加える。

第一百七十七條第一項中「全國選挙管理委員會」を「自治廳長官」に改める。

第一百八十九條第三項中「當該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員會」の下に「(參議院全國選出議員の選挙については中央選挙管理委員會)」を加える。

第一百八十五條第二項を次のよう改める。

2 前項の会計帳簿の種類及び様式は、命令で定める。

第一百八十九條第一項各号列記以外の部分中「當該選挙に関する事

第百九十二條第一項中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「(参議院全国選出議員の選挙について)は中央選挙管理委員会」を加える。

第百九十三條第一項中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「(参議院全国選出議員の選挙について)は中央選挙管理委員会」を加える。

第百九十四條第一項及び第二百八十九條第一項中「全国選挙管理委員会」を「中央選挙管理委員会」に改める。

第二百一十七條中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の所在地を管轄する高等裁判所」の下に「(参議院全国選出議員の選挙について)は東京高等裁判所」を加える。

第二百二十條第一項中「全国選挙管理委員会に通知し、且つ、」を

**第五十一条** 資産再評価法(昭和二十二年法律第百十号)の一部を次のように改正する。  
**第四十五条**第八項中「地方財政委員会」を「自治庁長官」に改める。  
**第十二条** 国会議員の選舉等の執行経費の基準に関する法律(昭和十五年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。  
**第七條第四項、第十一條、第十三條第一項、第十四條第二項、第十八條及び第十九條中「全國選舉管理委員会」を「自治庁長官」に改める。**  
**第七條第一項、第十四條第二項、第十八條及び第十九條中「全國選舉管理委員会」を「自治庁長官」に改める。**  
**第三條第三項中「地方財政委員会(以下「委員会」という。)」を「自治庁長官」に改める。**  
**第四條第九号を削り、同條第十一号を同條第九号とする。**  
**第六條中第四項から第六項までを削る。**  
**第七條各号列記以外の部分中「委員会を「内閣」に改め、「内閣及び内閣を通じて」を削る。**  
**第十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。**

和二十七年法律第 号) の一部を次のように改正する。  
第三條第二項中「地方自治庁」を「自治庁」に改める。

第十條 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第 号) の一部を次のよう

うに改正する。  
附則第三項中「規則」を「総理府令」に改める。

第二十一條 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第 号) の一部を

次のように改める。

第五條中「地方財政委員会規則」を「総理府令」に改める。

第二十一條 日本国とアメリカ合衆

国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第 号) の一部を

次のように改める。

第五條中「地方財政委員会規則」を「総理府令」に改める。

定に基づいて自治庁長官がした処分又は自治庁長官に対してもした請求、異議の申立その他の行為とみなす。  
5 「の法律施行の際現に効力を有する地方財政委員会規則又は全国選舉管理委員会規則は、この法律の施行後は、それぞれ、政令をもつて規定すべき事項を規定するものについては総理府令としての效力を有するものとする。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法(昭和二十四年法律第八号を同條第十七号とし、以下同條

第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、同條第二十三号を次のよう

げ、同條第二十三号を次のように改

め。

第二十二條 法令の定めるところに従

い、税務職員(徴税局、國稅局

及び稅務署の職員(國稅局協議

團以外の國稅局の附屬機關の職

員を除く。)をいう。以下同じ。

の職務に關係のある犯罪につい

て捜査を行い、必要な措置をと

ること。

二十三 酒類の製造業及び販売業

を免許し、これらを営む者を監督すること。

二十四條第三十二号を次のように改

め。

二十四條第三十二号を次のように改

庫を指定保稅地域、特許上屋、保稅倉庫に改め、同号を同項第七号とし、以下二号ずつ繰り下げる。同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に同項第二号を加える。

### 二 稽稅收入の見積及び決算の調査を行うこと。

三 酒類の価格を決定すること。

### 第九條 第二項を削る。

第三章を第二十八條とし、第二章第三條を第二十七條とし、第二十二條を第二十九條とし、第三條第三号及び第二号に掲げるもの（関税及びとん税に関するものに限る）並びに同條第四号から第九号に改め、同條第三号中「第八号」を第一号及び第二号に掲げるもの（関税及びとん税に関するものに限る）並びに同條第三号中「外国為替及び外國貿易管理法」の下に「（昭和二十四年法律第二

百二十八号）」を加え、同條を第二十條とする。

### 第二十一條 第二十六條とし、第二十二條を第二十七條とし、第二十二條を第二十九條とし、第三條を第二十八條とし、第二章第三節中同條の次に次の一款を加える。

### 第三款 国税局

（所掌事務）

#### 第二十九條

国税局は、本省の所掌事務のうち第九條第一号及び第二号に掲げるもの（内国税に関するものに限る）並びに同條第三号及び第四号並びに第十條各号に掲げるものの一部を分掌する。

（名称、位置及び管轄区域）

第三十条 国税局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
東京国税局	東京都	東京都 神奈川県 千葉県 山梨県
関東信越国税局	東京都	埼玉県 埼玉県 千葉県 山梨県
大阪国税局	大阪市	野県 新潟県 富山県 石川県 福井県
札幌国税局	札幌市	北海道
仙台国税局	仙台市	宮城県 岩手県 福島県 秋田県 青森県
名古屋国税局	名古屋市	愛知県 静岡県 三重県 岐阜県
金沢国税局	金沢市	石川県 福井県
広島国税局	広島市	広島県 山口県 岡山県 島根県 岡
高松国税局	高松市	香川県 愛媛県 高知県
熊本国税局	熊本市	熊本県 大分県 鹿児島県 宮崎県

置く。

総務部

第二十一條 国税局に、左の五部を

直税部  
間税部  
徵收部

調査監察部

前項の規定にかかわらず、大蔵省令で定める国税局には、調査監察部を置かないことができる。

第二十九條

前項の規定にかかるもの外、国税局の組織の細目は、大蔵省令で定められる。

第三十二条

前項に定めるもの外、国税局に、附屬機関として、国税局協議団を置く。

（国税局協議団）

第三十二条

前項に定めるもの外、左の表の上欄に掲げる機関は、国税局の附屬機関として置かれるものとし、その設置の目的

第三十三条

前條に規定するもの外、左の表の上欄に掲げる機関は、国税局の附屬機関として、国税局協議団を置く。

（その他）

第三十三条

前項に定めるもの外、左の表の上欄に記載する通りとする。

（その他の附屬機関）

する内国税に関する審査の請求について、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）その他の法律（法律に基く命令を含む）に規定する。

公認会計士管理委員会を削り、「第一項第三号から第八号まで〔〕を第一号から第九号まで及び第十條各号

七條を第二十三條とし、第十八條及び第十九條を次のように改める。

（財務部及び財務局又は財務部の出張所）

第二十四条 財務部の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、財務局又は財務部の出張所を置く。

（財務部及び財務局又は財務部の出張所）

第三款 国税局

（所掌事務）

第二十九條 国税局は、本省の所掌事務のうち第九條第一号及び第二号に掲げるもの（内国税に関するものに限る）並びに同條第三号及び第四号並びに第十條各号に掲げるものの一部を分掌する。

（名称、位置及び管轄区域）

第三十条 国税局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

（管轄区域）

第三十一条 国税局の管轄区域は、左の通りとする。

（管轄区域）

第三十二条 国税局の管轄区域は、左の通りとする。

（管轄区域）

第三十三条 国税局の管轄区域は、左の通りとする。

（管轄区域）

第三十四条 国税局の管轄区域は、左の通りとする。

（管轄区域）

第三十五条 国税局の管轄区域は、左の通りとする。

（管轄区域）

第三十六条 国税局の管轄区域は、左の通りとする。

（管轄区域）

第三十七条 国税局の管轄区域は、左の通りとする。

（管轄区域）

第三十八条 国税局の管轄区域は、左の通りとする。

（管轄区域）

第三十九条 国税局の管轄区域は、左の通りとする。

（管轄区域）

第四十条 国税局の管轄区域は、左の通りとする。

（管轄区域）

第四十一条 国税局の管轄区域は、左の通りとする。

（管轄区域）

第四十二条 国税局の管轄区域は、左の通りとする。

（管轄区域）

第四十三条 国税局の管轄区域は、左の通りとする。

（管轄区域）

第四十四条 国税局の管轄区域は、左の通りとする。

（管轄区域）

第四十五条 国税局の管轄区域は、左の通りとする。

（管轄区域）

（内部部局）

第三十一條 国税局に、左の五部を

（内部部局）

置く。

（内部部局）

企業会計審議会	企業会計の基準の設定及び原価計算の統一その他企業会計制度の整備改善に關し、大藏大臣の諸間に応じて調査審議し、又は大藏大臣に対し必要な勧告及し報告を行うこと。
外国為替審議会	大藏大臣の諸間に応じて、有価証券の発行及び売買その他の取引に関する重要な事項に關し、調査審議すること。
外資審議会	大藏大臣の諸間に応じて、本邦に対する外國資本の投下に関する重要な事項に關し、調査審議すること。
公認会計士審査会	大藏大臣の諸間に応じて、本邦に対する外國資本の投下に関する重要な事項に關し、調査審議すること。
税理士試験委員会	税理士試験を行ふこと。
税理士試験を行ふこと。	税理士試験を行ふこと。
(附屬機関)	改め、同條を第十九條とし、第二章
第十五條 本省に、附屬機関として、左の機関を置く。	第二節中同條の前に次の四條を加え
造幣局 印刷局 税務講習所 (造幣局)	る。
二 貨幣 貨幣地金及び貴金属の地金を出納保管すること。	（附屬機関）
三 金地金を配給すること。	第十六條 造幣局は、造幣事業を行う機関とし、左の事務をつかさどる。
四 章はい、記章、権印、合金及び金屬工芸品を製造すること。	一 貨幣を製造し、旧貨幣等を鑄つぶすこと。
五 貴金属の地金及び鍍たかすを精製すること。	二 貨幣 貨幣地金及び貴金属の地金を出納保管すること。
六 貴金属及び製品の品位を證明する」と。	三 金地金を配給すること。
七 貨幣地金その他の物品の試金を行ふこと。	八 重要金属の地金及び鉱物を分析及び試験すること。
九 造幣局は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで、第五十二号及び第五十三号に掲げる権限を行使する。	2 造幣局は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで、第五十二号及び第五十三号に掲げる権限を行使する。
十 造幣局の長は、造幣局長とする。	3 造幣局の長は、造幣局長とする。
十一 作業部	4 造幣局は、大阪市に置く。
十二 造幣局に、その所掌する作業に関する研究、講習及び指導を行わせるため、研究所を、造幣局内部内職員の診療を行わせるため、病院を置く。	5 造幣局に、左の二部を置く。
十三 造幣局の所掌事務の一部を分掌させるため、東京都及び広島県佐	6 造幣局に、その所掌する作業に関する研究、講習及び指導を行わせるため、研究所を、造幣局内部内職員の診療を行わせるため、病院を置く。
十四 造幣局の所掌事務の一部を分掌	7 造幣局の所掌事務の一部を分掌

8 熊本市に造幣局の出張所を置く。  
8 造幣局の研究所及び病院の名称、位置及び内部組織並びに造幣局の支局及び出張所の名称及び内部組織は、大蔵省令で定める。

(印刷局)

第十七條 印刷局は、印刷事業を行ふ機関とし、左の事務をつかさどる。

一 日本銀行券、紙幣、国債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他の証券類及び印刷物を製造する。

二 官報、法令全書、広報宣伝資料等の政府刊行物を編集、製造及び発行すること。

三 印刷局の業務上必要な用紙を製造すること。

四 すき入紙の製造の取締を行うこと。

2 印刷局は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで及び第五十四号から第十五十六号までに掲げる権限を行使する。

3 印刷局の長は、印刷局長とする。

4 印刷局は、東京都に置く。

5 印刷局に、局長官房及び左の一部を置く。

6 印刷局に、左の表の上欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

業務部	製造部
-----	-----

種類	目的	工場	研究所
病院	教習所	印刷局	印刷及び製紙に関する研究と講習及び指導を行うこと。
診療を行ふこと。	印刷局部内職員の訓練を行ふこと。	印刷及び製紙に従事する職員に対する職務上必要な教習を行うこと。	印刷及び製紙に従事する職員に対する職務上必要な教習を行うこと。
7 印刷局の所掌事務の一部を分掌させるため、岡山市、出雲市、松山市、高知市及び徳島県三好郡池田町に印刷局の出張所を置く。	8 第六項に掲げる機関の名称、位置及び内部組織並びに印刷局の出張所の名称及び内部組織は、大蔵省令で定める。		
（税務講習所）			
第十八條 税務講習所は、大蔵省の職員に対して、税務行政（關稅及び、税に関するものを除く。）に從事するため必要な職務上の訓練を行う機關とする。			
3 2 税務講習所に支所を置く。			
税務講習所及び支所の位置及び組織は、大蔵省令で定める。			
第十二條第一項第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、以下同項第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十四号及び第十五号を削り、同項第十六号を同項第十三号とし、同項第十七号を同項第十四号とし、同項第十八号及び同條第二項を削り、同條を第十三條とし、第二章			

第一節中同條の次に次の一條を加える。  
(為替局の事務)  
**第十四條** 為替局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 國際金融及び外國為替に関する制度を調査、企画及び立案すること。
- 二 國際收支の調整を図ること。
- 三 外國為替資金を管理及び運営し、その他外貨資金を管理すること。
- 四 外國為替相場の決定及び対外取引を行ふ通貨の指定その他対外決済の方式に関する事務を管理すること。
- 五 所掌事務に係る外國為替の取引を管理すること。
- 六 外國為替予算案(貿易に係る部分を除く。)を作成し、外國為替予算案の準備に関する事務を總轄し、その他關僚審議会の事務を処理すること。
- 七 外國為替の損失補償に関する事務。
- 八 外國為替銀行及び両替商に関する事務を処理すること。
- 九 國際通貨基金及び國際復興開発銀行に関する事務。
- 十 外國投資家の技術援助及び事業活動並びに株式その他の財産の取得を管理及び調整すること。
- 十一 外國政府の不動産に関する権利の取得の審査を行うこと。
- 十二 本邦からの海外投資に関する事務を管理すること。
- 十三 外國為替及び國際收支に関する統計を作製すること。





十九 公安審査委員会の委員長

及び委員

二十 中央更生保護審査委員會

二十一 旧軍港市國有財産処理

審議会委員

二十二 日本ユネスコ国内委員會

会の会長、副会長及び委員

二十三 漁港審議会委員

二十四 商品取引所審議会の会

長及び委員

二十五 電波監理審議会委員

二十六 首都建設委員會委員

二十七 個人、女官長、東宮侍

従長、女官、東宮侍従及び皇

子ふ督官

号第二條中「第十八号」を「第十六

号」に改める。

第三條第三項中「内閣總理大臣、

法務總裁、各省大臣、經濟安定本

部總裁、最高裁判所長官、人事院

總裁又は会計検査院長」を「内閣總

理大臣、各省大臣、最高裁判所長

官又は会計検査院長（以下「各省各

庁の長」と）に改める。

第九條を次のように改める。

（日本學術會議員等の給與）

第九條 第一條第十七号から第二

十六号までに掲げる特別職の職

員（以下「日本學術會議員等」）

といふ。勤務一日につき一千二百円をこえない範囲内にお

いて、各省各庁の長が大蔵大臣と協議して定める額の手当を受ける。

第十條中「第二十三号」を「第一

十七号」に改める。

第十條を削り、第十條の二中

〔第二十三号の二〕を「第二十八号」に改め、同條を第十一條とする。

第十二條を削り、第十條の三中に

〔第二十三号の三〕を「第二十九号」に改め、同條を第十二條とする。

第十三條 第一條第三十号に掲げる

特別職の職員は、労働大臣が

大蔵大臣と協議して定める額の賃金を受ける。但し、政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に

（失業対策事業労務者等の給與）

第十三條 第一條第三十号に掲げる

特別職の職員は、労働大臣が

大蔵大臣と協議して定める額の賃金を受ける。但し、政府に対する不正手段による支拂請求の

不正手段による支拂請求の防止等に

防止等に関する法律を廃止する

法律（昭和二十五年法律第百九

十号）の規定によりなおその効

力を有する旧政府に対する不正

手段による支拂請求の防止等に

関する法律（昭和二十二年法律

第一百七十一号）第十一條の規定

の適用を妨げない。

第十四條第一項第一号中「首都

建設委員會委員等」を「日本學術會

議會員等」に改める。

「人事官及び検査官

別表第一中 国立国会図書館長

別表第一中 国家公安委員會委員

別表第一中 全国選舉管理委員會

別表第一中 委員長

別表第一中 國立国会図書館長

別表第一中 國家人事委員會及び國家人

合を含む。」に改める。

第四十九條第一項及び第六項中

「國稅府長官又は」を削り、同條第

八項中「國稅府長官又は」及び「國

稅府又は」を削る。

第五十一條第五項中「國稅府又

は」を削る。

第五十二條第一項中「國稅府長

官、」を削る。

（法人税法の一部改正）

第十一條 法人税法昭和二十二年

法律第二十八号）の一部を次のよ

うに改正する。

第三十四條第一項中「國稅府又

は」を削り、同條第四項中「國稅府又

は」を削り、同條第八項中「國稅府又

は」を削り、同條第八項中「國稅府又

は」を削り、同條第八項中「國稅府又

は」を削る。

第三十五條第一項中「國稅府又

は」を削り、同條第八項中「國稅府又

は」を削る。

第三十六條第一項中「國稅府又

は」を削る。

第三十七條第一項中「國稅府又

は」を削る。

第三十八條第一項中「國稅府又

は」を削る。

第三十九條第一項中「國稅府又

は」を削る。

第二十七條第二項中「國稅府長官」を「大蔵大臣」に改める。

第三十五條第四項中「國稅府又

は」を削る。

第四十四條第一項中「國稅府又

は」を削り、同條第三項中「第四

項」を削る。

第五十一條第五項中「國稅府又

は」を削る。

第五十二條第一項中「國稅府長官」

を「大蔵大臣」に改める。

第五十三條第一項中「國稅府長官」

を「大蔵大臣」に改める。

第五十四條第一項中「國稅府長官」

を「大蔵大臣」に改める。

第五十五條第一項中「國稅府長官」

を「大蔵大臣」に改める。

第五十六條第一項中「國稅府長官」

を「大蔵大臣」に改める。

第五十七條第一項中「國稅府長官」

を「大蔵大臣」に改める。

第五十八條第一項中「國稅府長官」

を「大蔵大臣」に改める。

第五十九條第一項中「國稅府長官」

を「大蔵大臣」に改める。

第六十條第一項中「國稅府長官」

を「大蔵大臣」に改める。

第六十一條第一項中「國稅府長官」

を「大蔵大臣」に改める。

第六十二條第一項中「國稅府長官」

を「大蔵大臣」に改める。

長官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

四七







き、大蔵大臣が任命し、その試験が終ったときは退任する。

(委員等の勤務)

第三十九條 委員及び試験委員は、非常勤とする。

(議事及び議決の方針)

第四十條 公認会計士審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 公認会計士審査会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。

3 委員は、公認会計士制度の運営に関する議事を除く外、自己に關係のある議事については、議決に加わることができない。

4 委員は、公認会計士審査会の庶務は、大蔵省理財局においてつかさどる。

第五十一条 公認会計士審査会の庶務は、大蔵省理財局において

この法律に定めるもの

の外、公認会計士審査会の議事手続その他その運営に關し必要な事項は、公認会計士審査会が定める。

第四十二条 この法律に定めるものの外、公認会計士審査会の議事手続その他その運営に關し必要な事項は、公認会計士審査会が定める。

第四十三条から第四十六條まで削除

第七章を削る。

〔第八章〕を「第七章」に、「第九章」を「第八章」に改める。

第五十七条第一項から第三項まで中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第五十七条の二第二項中「公認

会計士管

第二十九條 外國為替及び外國貿易

第六十條中「この章の規定によ

る政府機関」を「第五十八條の規定による主務大臣」に改める。

第六十一條第一項中「この法律の規定による当該政府機関」を「第五十八條の規定による主務大臣」に改め

る。第六十二條第一項中「この法律の規定による当該政府機関」を「第五十八條の規定による主務大臣」に改め

る。第六十三條第一項中「当該政府機関」を「第五十八條の規定による主務大臣」に改め

る。第六十四條第一項中「当該政府機関」を「第五十八條の規定による主務大臣」に改め

る。第六十五條第一項中「当該政府機関」を「第五十八條の規定による主務大臣」に改め

る。第六十六條第一項中「当該政府機関」を「第五十八條の規定による主務大臣」に改め

る。第六十七條第一項中「当該政府機関」を「第五十八條の規定による主務大臣」に改め

る。第六十八條第一項中「当該政府機関」を「第五十八條の規定による主務大臣」に改め

る。第六十九條第一項中「当該政府機関」を「第五十八條の規定による主務大臣」に改め

る。第六十條第一項中「当該政府機関」を「第五十八條の規定による主務大臣」に改め

る。第六十一條第一項中「当該政府機関」を「第五十八條の規定による主務大臣」に改め

る。第六十二條第一項中「当該政府機関」を「第五十八條の規定による主務大臣」に改め

る。第六十三條第一項中「当該政府機関」を「第五十八條の規定による主務大臣」に改め

る。第六十四條第一項中「当該政府機関」を「第五十八條の規定による主務大臣」に改め

る。第六十五條第一項中「当該政府機関」を「第五十八條の規定による主務大臣」に改め

る。第六十六條第一項中「当該政府機関」を「第五十八條の規定による主務大臣」に改め

る。第六十七條第一項中「当該政府機関」を「第五十八條の規定による主務大臣」に改め

る。第六十八條第一項中「当該政府機関」を「第五十八條の規定による主務大臣」に改め

る。第六十九條第一項中「当該政府機関」を「第五十八條の規定による主務大臣」に改め

る。第七十條第一項中「当該政府機関」を「第五十八條の規定による主務大臣」に改め

る。第七十一條第一項中「当該政府機関」を「第五十八條の規定による主務大臣」に改め

る。第七十二條第一項中「当該政府機関」を「第五十八條の規定による主務大臣」に改め

る。第七十三條第一項中「当該政府機関」を「第五十八條の規定による主務大臣」に改め

る。第七十四條第一項中「当該政府機関」を「第五十八條の規定による主務大臣」に改め

る。第七十五條第一項中「当該政府機関」を「第五十八條の規定による主務大臣」に改め

る。第七十六條第一項中「当該政府機関」を「第五十八條の規定による主務大臣」に改め

る。第七十七條第一項中「当該政府機関」を「第五十八條の規定による主務大臣」に改め

る。第七十八條第一項中「当該政府機関」を「第五十八條の規定による主務大臣」に改め

る。第七十九條第一項中「当該政府機関」を「第五十八條の規定による主務大臣」に改め

る。第八十條第一項中「当該政府機関」を「第五十八條の規定による主務大臣」に改め

る。第八十一條第一項中「当該政府機関」を「第五十八條の規定による主務大臣」に改め

る。第八十二條第一項中「当該政府機関」を「第五十八條の規定による主務大臣」に改め

は、大蔵大臣及び委員七人以内で組織する。

2 大蔵大臣は、外國為替審議会の會長として会務を總理する。

3 外國為替審議会の委員は、關係行政機關の職員及び大學識經驗のある者のうちから、大蔵大臣が任命する。

4 外國為替審議会の委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 外國為替審議会の委員は、再任されることができる。

6 外國為替審議会の委員は、非常勤とする。

7 前六項に定めるものの外、外國為替審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

8 外國為替審議会は、行又は外國為替銀行に改める。

9 第六十六條中「政府機関又は外國為替銀行」を「主務大臣、日本銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正」

第十條第四項中「通貨發行審議会の推薦に基き」を削り、同條第一項を次のように改正する。

八項中「通貨發行審議会の議を経て、」を削る。

〔国民金融公庫法の一部改正〕

第二十八条 国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十條第四項中「通貨發行審議会の推薦に基き」を削り、同條第一項を次のように改め

る。

〔設置〕

第七章の二 外國為替審議

第六十四条の二 外國為替の管理

に関する重要な事項に關し調査審

議させるため、大蔵省の附屬機

関として、外國為替審議会を置

る。

〔組織及び運営〕

第六十四条の三 外國為替審議会

第三十条 國際通貨基金及び國際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第

第一号）の一部を次のように改め

る。

第三十二条 國際通貨基金及び國際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第

第一号）の一部を次のように改め

る。

第三十三条 國際通貨基金及び國際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第

第一号）の一部を次のように改め

る。

五







第四條第二項第六号及び第七号を  
次のように改める。

六 所掌事務に係る国際的に供給

が不足する物資等の割当を行

い、又は配給を規制すること。

七 所掌事務に係る国際的に供給

が不足する物資等の使用、讓

渡、譲受若しくは引渡しを制限

し、又は禁止を命ずること。

八 所掌事務に係る国際的に供給

が不足する物資等の譲渡を命ず

ること。

九 所掌事務に係る国際的に供給

が不足する物資等の譲渡を命ず

ること。

十 所掌事務に係る国際的に供給

が不足する物資等の譲渡を命ず

ること。

十一 所掌事務に係る国際的に供給

が不足する物資等の譲渡を命ず

ること。

十二 所掌事務に係る国際的に供給

が不足する物資等の譲渡を命ず

ること。

十三 所掌事務に係る国際的に供給

が不足する物資等の譲渡を命ず

ること。

十四 所掌事務に係る国際的に供給

が不足する物資等の譲渡を命ず

ること。

十五 所掌事務に係る国際的に供給

が不足する物資等の譲渡を命ず

ること。

十六 所掌事務に係る国際的に供給

が不足する物資等の譲渡を命ず

ること。

十七 所掌事務に係る国際的に供給

が不足する物資等の譲渡を命ず

ること。

十八 所掌事務に係る国際的に供給

が不足する物資等の譲渡を命ず

ること。

十九 所掌事務に係る国際的に供給

が不足する物資等の譲渡を命ず

ること。

二十 所掌事務に係る国際的に供給

が不足する物資等の譲渡を命ず

ること。

二十一 所掌事務に係る国際的に供給

が不足する物資等の譲渡を命ず

ること。

第六條第一項第十一号の五の次に  
次の一号を加える。

十一の六 港湾法（昭和二十五年  
法律第二百八号）の規定によ  
り運輸審議会にはかることを要  
する事項

第十九條第一項中「六局」を「七局」  
に、「自動車局」を「航空局」に改  
め、第二項から第五項まで削る。

第二十一條第一項中「官房長一人」  
の下に「及び觀光監一人」を、第二項  
中「大臣官房の事務」の下に「(第二十  
二條第一項第二十一号から第二十四  
号までに掲げる事務を除く。)」を加  
え、同項の次に次の二項を加える。

三 観光監は、命を受けて第二十二  
号までに掲げる事務を掌理する。

第二十二條第一項第十七号を次の  
二項に次の一號を加える。

二十一 通訳案内業に関する事  
業

第二十二條第三項を削る。

第二十三條第一項を次のよう  
に改める。

二十二 通訳案内業に関する事  
業

第二十二條第三項を削る。

第二十三條第一項を次のよう  
に改める。

二十三 通訳案内業に関する事  
業

第二十三條第三項を削る。

第二十四條第一項第一号を第一  
号の三とし、同号の前に次の二号を加  
える。

二十四 通訳案内業に関する事  
業

第二十四條第一項第五号の次に次  
の三号を加える。

二十五 通訳案内業に関する事  
業

第二十五條第一項第三号中「国有  
鐵道調停委員会」を「公共企業体調停  
委員会」に改める。

二十六 通訳案内業に関する事  
業

第二十六條第一項第一号を第一  
号の三とし、同号の前に次の二号を加  
える。

二十七 通訳案内業に関する事  
業

第二十七條第一項第十三号の次に  
次の二号を加える。

二十八 通訳案内業に関する事  
業

第二十八條第一項第一号を第一  
号の三とし、同号の前に次の二号を加  
える。

二十九 通訳案内業に関する事  
業

第二十九條第一項第十四号の次に  
次の三号を加える。

三十 通訳案内業に関する事  
業

第三十條第一項第十五号の次に  
次の三号を加える。

三十一 通訳案内業に関する事  
業

第三十一條第一項第十六号の次に  
次の三号を加える。

三十二 通訳案内業に関する事  
業

第三十二條第一項第十七号の次に  
次の三号を加える。

三十三 通訳案内業に関する事  
業

第三十三條第一項第十八号の次に  
次の三号を加える。

三十四 通訳案内業に関する事  
業

第三十四條第一項第十九号の次に  
次の三号を加える。

三十五 通訳案内業に関する事  
業

第三十五條第一項第二十号の次に  
次の三号を加える。

三十六 通訳案内業に関する事  
業

第三十六條第一項第二十一号の次に  
次の三号を加える。

三十七 通訳案内業に関する事  
業

第三十七條第一項第二十二号の次に  
次の三号を加える。

三十八 通訳案内業に関する事  
業

第三十八條第一項第二十三号の次に  
次の三号を加える。

三十九 通訳案内業に関する事  
業

第三十九條第一項第二十四号の次に  
次の三号を加える。

四十 通訳案内業に関する事  
業

第四十條第一項第二十五号の次に  
次の三号を加える。

四十一 通訳案内業に関する事  
業

第四十一條第一項第二十六号の次に  
次の三号を加える。

十六の四 運輸省の所掌事務に係  
る価格等の統制に関する事。

十六の五 運輸省の所掌事務に係  
る外國為替子算案の作成の準備  
に関する事。

十七 都市における交通調整に關  
する事。

十八 運輸省の所掌事務に係る交  
通調整に関する事。

十九 運輸省の所掌事務に係る交  
通調整に関する事。

二十 水先に関する事。

十一 水先に関する事。

十二 水先に関する事。

十三 水先に関する事。

十四 水先に関する事。

十五 水先に関する事。

十六 水先に関する事。

十七 水先に関する事。

十八 水先に関する事。

十九 水先に関する事。

二十 水先に関する事。

二十一 水先に関する事。

二十二 水先に関する事。

二十三 水先に関する事。

二十四 水先に関する事。

二十五 水先に関する事。

二十六 水先に関する事。

二十七 水先に関する事。

二十八 水先に関する事。

二十九 水先に関する事。

三十 水先に関する事。

三十一 水先に関する事。

三十二 水先に関する事。

三十三 水先に関する事。

三十四 水先に関する事。

三十五 水先に関する事。

三十六 水先に関する事。

三十七 水先に関する事。

三十八 水先に関する事。

三十九 水先に関する事。

四十 水先に関する事。

四十一 水先に関する事。

四十二 水先に関する事。

四十三 水先に関する事。

四十四 水先に関する事。

四十五 水先に関する事。

四十六 水先に関する事。

四十七 水先に関する事。

四十八 水先に関する事。

四十九 水先に関する事。

五十 水先に関する事。

五十一 水先に関する事。

五十二 水先に関する事。

第一十四條第一項第十号中「及び  
石油製品」を削る。

第一五條第一項第十一号の次に  
次の二号を加える。

十一の二 海拔従事者の免許並び  
に船員職員の資格及び定員に關  
すること。

十三 海事代理士に關すること。

十一の三 水先人の試験に關する  
こと。

十二 水先人の試験に關する事。

十一の四 海事思想の普及及び宣伝に  
關すること。

十二 水先人の試験に關する事。

十一の五 海事思想の普及及び宣伝に  
關すること。

十一の六 海事思想の普及及び宣伝に  
關すること。

十一の七 海事思想の普及及び宣伝に  
關すること。

十一の八 海事思想の普及及び宣伝に  
關すること。

十一の九 海事思想の普及及び宣伝に  
關すること。

十一の十 海事思想の普及及び宣伝に  
關すること。

十一の十一 海事思想の普及及び宣伝に  
關すること。

十一の十二 海事思想の普及及び宣伝に  
關すること。

十一の十三 海事思想の普及及び宣伝に  
關すること。

十一の十四 海事思想の普及及び宣伝に  
關すること。

十一の十五 海事思想の普及及び宣伝に  
關すること。

十一の十六 海事思想の普及及び宣伝に  
關すること。

十一の十七 海事思想の普及及び宣伝に  
關すること。

十一の十八 海事思想の普及及び宣伝に  
關すること。

十一の十九 海事思想の普及及び宣伝に  
關すること。

十一の二十 海事思想の普及及び宣伝に  
關すること。

十一の二十一 海事思想の普及及び宣伝に  
關すること。

十一の二十二 海事思想の普及及び宣伝に  
關すること。

十一の二十三 海事思想の普及及び宣伝に  
關すること。

十一の二十四 海事思想の普及及び宣伝に  
關すること。

十一の二十五 海事思想の普及及び宣伝に  
關すること。

十一の二十六 海事思想の普及及び宣伝に  
關すること。

十一の二十七 海事思想の普及及び宣伝に  
關すること。

十一の二十八 海事思想の普及及び宣伝に  
關すること。

十一の二十九 海事思想の普及及び宣伝に  
關すること。

十一の三十 海事思想の普及及び宣伝に  
關すること。

十一の三十一 海事思想の普及及び宣伝に  
關すること。

十一の三十二 海事思想の普及及び宣伝に  
關すること。

十一の三十三 海事思想の普及及び宣伝に  
關すること。

十一の三十四 海事思想の普及及び宣伝に  
關すること。

十一の三十五 海事思想の普及及び宣伝に  
關すること。

十一の三十六 海事思想の普及及び宣伝に  
關すること。

十一の三十七 海事思想の普及及び宣伝に  
關すること。

十一の三十八 海事思想の普及及び宣伝に  
關すること。

十一の三十九 海事思想の普及及び宣伝に  
關すること。

十一の四十 海事思想の普及及び宣伝に  
關すること。

十一の四十一 海事思想の普及及び宣伝に  
關すること。

十一の四十二 海事思想の普及及び宣伝に  
關すること。

十一の四十三 海事思想の普及及び宣伝に  
關すること。

十一の四十四 海事思想の普及及び宣伝に  
關すること。











第四條 保護司法の一部改正	特別措置に関する政令の一部改正
第五條 恩赦法の一部改正	第一條 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第三條
第六條 平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律の一部改正	第二十四条 司法書士法の一部改正
第七條 少年院法の一部改正	第二十五条 一般職の職員の給與に関する法律の一部改正
第八條 外国人登録法の一部改正	第二十六条 國家公務員共済組合法の一部改正
第九條 出入國管理令の一部改正	第二十七条 恩賜法の一部改正
第十條 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律の一部改正	第二十八条 警察法の一部改正
第十一條 外務省設置法の一部改正	第二十九條 土地調整委員会設置法の一部改正
第十二條 正	第三十条 法務省の長は、法務大臣とする。
第十三條 裁判所法の一部改正	第三十一条 法務省は、左に掲げる国
第十四條 判事補の職權の特例等に関する法律の一部改正	の行政事務を一體的に遂行する責任を負う行政機關とする。
第十五條 檢察庁法の一部改正	一 檢察に関する事項
第十六條 司法試験法の一部改正	二 行刑に関する事項
第十七條 弁護士法の一部改正	三 恩赦及び更生保護に関する事項
第十八條 檢察審査会法の一部改正	四 国の利害に關係のある争議に関する事項
第十九條 人権擁護委員法の一部改正	五 国籍、戸籍、住民登録、登記及び供託に関する事項
第二十条 公安審査委員会設置法の一部改正	六 人権の擁護に関する事項
第二十一條 公安調査庁設置法の一部改正	七 出入國の管理及び外国人の登録に関する事項
第二十二条 国の利害に關係ある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律の一部改正	八 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百九十三号）の規定による事項
第二十三条 沖縄關係事務整理に関する法律の一部改正	九 司法制度及び法務に関する事項
第二十四条 「法務府設置法」を「法務府令」に改める。	十 平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律（昭和二十七年法律第二百三号）の規定による刑の執行及び赦免等に関する事項
第二十五条 法務省設置法	十一 前各号に掲げるものの外、他の機関に屬しない法務に関する事項

第一條から第十一條までを次のよう	第三條 法務省に、大臣官房及び左の六局を置く。
に改める。	民事局 刑事局 総務局 保護局 訟務局 入国管理局
第一條 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第三條	第二條 法務省は、左に掲げる國の行政事務を一體的に遂行する責任を負う行政機關とする。
第二項の規定に基いて、法務省を設置する。	第三條 法務省の長は、法務大臣とする。
第二十五条 一般職の職員の給與に関する法律の一部改正	第四條 大臣官房に、官房長を置く。
第二十六条 國家公務員共済組合法の一部改正	第五條 大臣官房においては、左
第二十七条 恩賜法の一部改正	六 各部局の所掌事務の連絡調整に関する事項
第二十八条 警察法の一部改正	七 所管行政の考査に関する事項
第二十九條 土地調整委員会設置法の一部改正	八 法務に関する統計に関する事項
第三十条 法務省の長は、法務大臣とする。	九 土地合帳及び家屋合帳に関する事項
第三十一条 法務省は、左に掲げる國の行政事務を一體的に遂行する責任を負う行政機關とする。	十 涉外事務に関する事項
第三十二条 法務省の長は、法務大臣とする。	十一 公安審査委員会の庶務に関する事項
第三十三条 法務省の長は、法務大臣とする。	十二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事項
第三十四条 法務省の長は、法務大臣とする。	十三 経費及び收入の予算、決算、会計及び会計の監査に関する事項
第三十五条 法務省の長は、法務大臣とする。	十四 法務省及びその所管各厅の管理に属する財産及び物品に関する事項
第三十六条 法務省の長は、法務大臣とする。	十五 法務省及びその所管各厅の厚生に関する事項
第三十七条 法務省の長は、法務大臣とする。	十六 職員共済組合その他の職員の管理に関する事項
第三十八条 法務省の長は、法務大臣とする。	十七 賃借に関する事項
第三十九条 法務省の長は、法務大臣とする。	十八 他の部局の所掌に属しない法令案の作成並びに司法制度及び法務に関する資料の調査、収集、整備及び編さんに関する事項
第四十条 法務省の長は、法務大臣とする。	十九 内外の法令並びに司法制度及び法務に関する資料の調査、収集、整備及び編さんに関する事項
第四十一条 法務省の長は、法務大臣とする。	二十 法務に関する統計に関する事項
第四十二条 法務省の長は、法務大臣とする。	二十一 國籍に関する事項
第四十三条 法務省の長は、法務大臣とする。	二十二 戸籍に関する事項
第四十四条 法務省の長は、法務大臣とする。	二十三 住民登録に関する事項
第四十五条 法務省の長は、法務大臣とする。	二十四 登記に関する事項
第四十六条 法務省の長は、法務大臣とする。	二十五 土地合帳及び家屋合帳に関する事項
第四十七条 法務省の長は、法務大臣とする。	二十六 供託に関する事項
第四十八条 法務省の長は、法務大臣とする。	二十七 公証に関する事項

第一條 法務府設置法（昭和二十二年法律第二百九十三号）の一部を次のように改正する。	第三條 法務省に、大臣官房及び左の六局を置く。
第二條 法務府設置法の一部改正	第四條 法務省は、左に掲げる國の行政事務を一體的に遂行する責任を負う行政機關とする。
第三條 法務省の長は、法務大臣とする。	第五條 法務省の長は、法務大臣とする。
第四條 法務省の長は、法務大臣とする。	第六條 民事局においては、左の
第五條 法務省の長は、法務大臣とする。	七 公文書類の接受、発送及び保存に関する事項
第六條 法務省の長は、法務大臣とする。	八 法務に関する法令の周知徹底に関する事項
第七條 法務省の長は、法務大臣とする。	九 法務省及びその所管各厅の庶務に関する事項
第八條 法務省の長は、法務大臣とする。	十 法務に関する情報宣伝に関する事項
第九條 法務省の長は、法務大臣とする。	十一 前各号に掲げるものの外、他の機関に屬しない法務に関する事項

第一條 法務府設置法（昭和二十二年法律第二百九十三号）の一部を次のように改正する。	第三條 法務省に、大臣官房及び左の六局を置く。
第二條 法務府設置法の一部改正	第四條 法務省は、左に掲げる國の行政事務を一體的に遂行する責任を負う行政機關とする。
第三條 法務省の長は、法務大臣とする。	第五條 法務省の長は、法務大臣とする。
第四條 法務省の長は、法務大臣とする。	第六條 民事局においては、左の
第五條 法務省の長は、法務大臣とする。	七 公文書類の接受、発送及び保存に関する事項
第六條 法務省の長は、法務大臣とする。	八 法務に関する法令の周知徹底に関する事項
第七條 法務省の長は、法務大臣とする。	九 法務省及びその所管各厅の庶務に関する事項
第八條 法務省の長は、法務大臣とする。	十 法務に関する情報宣伝に関する事項
第九條 法務省の長は、法務大臣とする。	十一 前各号に掲げるものの外、他の機関に屬しない法務に関する事項





広島保護観察所	広島市	広島地方裁判所の管轄区域
山口保護観察所	山口市	山口地方裁判所の管轄区域
岡山保護観察所	岡山市	岡山地方裁判所の管轄区域
鳥取保護観察所	鳥取市	鳥取地方裁判所の管轄区域
松江保護観察所	松江市	松江地方裁判所の管轄区域
福岡保護観察所	福岡市	福岡地方裁判所の管轄区域
佐賀保護観察所	佐賀市	佐賀地方裁判所の管轄区域
長崎保護観察所	長崎市	長崎地方裁判所の管轄区域
大分保護観察所	大分市	大分地方裁判所の管轄区域
熊本保護観察所	熊本市	熊本地方裁判所の管轄区域
鹿児島保護観察所	鹿児島市	鹿児島地方裁判所の管轄区域
宮崎保護観察所	宮崎市	宮崎地方裁判所の管轄区域
仙台保護観察所	仙台市	仙台地方裁判所の管轄区域
福島保護観察所	福島市	福島地方裁判所の管轄区域
盛岡保護観察所	盛岡市	盛岡地方裁判所の管轄区域
秋田保護観察所	秋田市	秋田地方裁判所の管轄区域
青森保護観察所	青森市	青森地方裁判所の管轄区域
札幌保護観察所	札幌市	札幌地方裁判所の管轄区域
函館保護観察所	函館市	函館地方裁判所の管轄区域
旭川保護観察所	旭川市	旭川地方裁判所の管轄区域
釧路保護観察所	釧路市	釧路地方裁判所の管轄区域
高松保護観察所	高松市	高松地方裁判所の管轄区域
徳島保護観察所	徳島市	徳島地方裁判所の管轄区域
高知保護観察所	高知市	高知地方裁判所の管轄区域
松山保護観察所	松山市	松山地方裁判所の管轄区域

(別表) 九

名	称	位	置	管轄区域
大村入国者收容所		大村市		
横浜入国者收容所		横浜市		

(別表) 十

名	称	位	置	管轄区域
札幌入国管理事務所		札幌市		北海道
仙台入国管理事務所		仙台市		宮城県 秋田県 福島県 岩手県 青森県 山形
東京入国管理事務所		東京都		東京都 新潟県 埼玉県 群馬県 千葉
横浜入国管理事務所		横浜市		神奈川県 静岡県
名古屋入国管理事務所		名古屋市		愛知県 三重県 岐阜県 福井県 石川
神戸入国管理事務所		神戸市		兵庫県 兵庫県 奈良県 滋賀
高松入国管理事務所		高松市		香川県 和歌山県 鹿児島県 徳島県 高知県 岡山
松江入国管理事務所		松江市		島根県
下関入国管理事務所		下関市		広島県 山口県 福岡県 の内門司市
福岡入国管理事務所		福岡市		福岡県 (門司市を除く) 佐賀県 熊本県
大村入国管理事務所		大村市		大分県 長崎県 (上県郡、下県郡及び壱岐郡を除く)
鹿児島入国管理事務所		鹿児島市		鹿児島県

(別表) 十一

名	称	位	置	管轄区域
札幌入国管理事務所釧路港出張所		釧路市		
札幌入国管理事務所小樽港出張所		小樽市		
札幌入国管理事務所室蘭港出張所		室蘭市		
札幌入国管理事務所函館港出張所		函館市		
仙台入国管理事務所青森港出張所		青森市		
仙台入国管理事務所釜石港出張所		釜石市		

仙台入国管理事務所塩釜港出張所	塩釜市
東京入国管理事務所東京港出張所	東京都
横浜入国管理事務所羽田空港出張所	東京都
横浜入国管理事務所横須賀港出張所	横須賀市
横浜入国管理事務所川崎港出張所	川崎市
横浜入国管理事務所清水港出張所	清水市
名古屋入国管理事務所名古屋港出張所	名古屋市
名古屋入国管理事務所四日市港出張所	四日市市
名古屋入国管理事務所敦賀港出張所	敦賀市
神戸入国管理事務所下津港出張所	神戸市
神戸入国管理事務所舞鶴港出張所	舞鶴市
神戸入国管理事務所広畠港出張所	姫路市
高松入国管理事務所宇野港出張所	玉野市
高松入国管理事務所新居浜港出張所	新居浜市
下関入国管理事務所下関港出張所	下関市
下関入国管理事務所広島港出張所	広島市
(審査会の権限及び所掌事務)	機関
第二章を次のように改める。	第一條 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四百四十二号)の一部を次のように改正する。
(運用の基準)	〔第二章 更生保護の機関 第一節 中央更生保護審査会 第二節 地方更生保護委員会 第三節 保護観察〕
第二條 この法律による更生の措置は、本人の改善及び更生のために必要且つ相当な限度において行うものとし、その実施に当つては、本人の年齢、経歴、心身の状況、家庭、交友その他の環境等を充分に考慮して、その者にもつともふさわしい方法を探らなければならない。	〔第二章 更生保護委員会の設置及び組織(第三條 第十五條) 第二節 委員会の権限(第十六條 第十九條) 第三節 事務部局及びその職員(第二十條 第二十七條)〕
一 法務大臣に対し、特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行	〔第三條 第十一條 第十七條〕
(審査会の組織)	第四條 審査会は、委員三人で組織する。
二 地方更生保護委員会がした決定につき、この法律の定めるところにより審査を行い、決定をすること。	3 前項の場合においては、任命得て、法務大臣が任命する。
三 その他この法律又は他の法律により審査会に属せしめられた権限	4 委員の任命については、その規定にかかるらず、委員を任



第三項若しくは第三十八條第一項の規定により地方少年委員会若しくは地方成人委員会が定めた遵守事項を第三十一條第三項又は第三十八條第一項の規定により定められた特別の遵守事項に改める。

第三項中「地方少年委員会又は地方成人委員会」を「地方委員会」に改める。

第四十一條の二第一項中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「地方委員会及び保護観察所の

「地方委員会の指名により、いざか一人の地方委員で」に改め  
る。

方成人委員会」を「地方委員会」に改める。

報告書の提出を求めることがで  
きる。

方成人委員会」を「地方委員会」に改める。  
第五十二條中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「保護観察所の長」に改める。  
第五十三條第一項中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「保護観察所の長」に改める。

報告書の提出を求めることがで  
きる。

**第三十六條第二項を次のよう改める。**

〔第四十二条第一項〕「地方少年委員会」を「保護観察所の長」に改める。

委員会及び地方成人委員会」を「地方委員会」に、「少年院の長から退院の申請があつた場合において、仮退院中の者についてはいつでも」「少年院の長から、仮退院中の者については保護観察所の長から、退院の申請があつた場合において、」に改める。

「第三十七條第一項」を「第三十七條」に改める。

減刑、刑の執行の免除及び特定の者に対する復権に関してなした申出、「に改める。

第五十九條中「中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会」を「審査会、地方委員会及び保護観察所」に改める。

第六十條第一項中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「保護観察所の長」に改める。

別表を削る。

(更生監督保護法の一部改正)

第三十八條第一項中「地方少年委員会は、決定をもつて、中央委員会の規則の定める範囲内で、」を「保護観察所の長は、その処分をした裁判所の意見を聞き、法務省令の定める範囲内で、」に、同條第二項中「地方少年委員会は、前項の決定をしたときは、」を「保護観

成人委員会」並びに同條第五項及び第六項中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「地方委員会に改める。

第四十三條第一項中「その者の保護観察をつかさどる地方少年委員会は、及び同條第二項中「その者の保護観察をつかさどる地方成年委員会は、」を「地方委員会は保護観察所の長の申出により、」に

**第四十九條第一項中**「その者の保護観察をつかさどる地方少年委員会又は地方成人委員会は、」を「地方委員会は、保護観察所の長の申請により、」に、同條第二項中の「青少年については地方少年委員会は、成人については地方成人委員会は、」及び同條第三項中「地方少年委員会及び地方成人委員会は、」に改める。  
**第四十九條第一項中**「地方少年委員会又は地方成人委員会を」を

第五十五条の二第一項中「中央委員会」を「審査会及び地方委員会」に改める。  
第五十七条の二第一項中「中央委員会、地方少年委員会又は地方委員会」を「審査会又は地方委員会」に改める。  
第五十七条を次のように改める。  
(協力の要請等)  
第五十七条　審査会、地方委員会及び保護觀察所の長は、それぞれ、その権限又は所掌に属する事務を完全に行うため、公署所、地方公共団体、学校、病院  
公共の衛生福祉機関又はその他の

(更生緊急保護法の一部改正)  
第三條 更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。  
第三條第一項中「二十三歳未満の者に対するは、成人保護観察所長が、それぞれ、中央更生保護委員会(以下「中央委員会」という。)及び地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会の監督のもとに、」を「保護観察所の長が地方更生保護委員会の別表を削る。」に改める。

第四十條第一項中「地方少年委員會及び地方成人委員會」及び同條第二項中「地方少年委員會又は地方成人委員會」を保護観察所の

委員会」に改め、同條第一項中「並  
定は、」の下に「保護観察所の長の  
申請により、且つ」を加える。  
第四十五條第一項中「地方少年  
委員会及び地方成人委員会」を「地

会の規則で「法務省令」に改める。  
第五十條中「中央委員会」を「審査会」に、同條第三項中「地方少年委員会又は地方成人委員会」を「地方委員会」に改める。

の団体に対し、必要な援助及び協力を求めることができる。

員会の監督のもとに、「」を「保護観察所の長が地方更生保護委員会の監督のもとに、「」に改める。

第四條第一項、第三項及び第四項中「少年保護観察所長又は成人保護観察所長」を「保護観察所の長」に改め、同條第四項中「地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会が、」を削る。





## (武器の携帯及び使用)

第六十一条の四 入国審査官及び入国警備官は、その職務を行ふに当り、武器を携帯することができる。

2 入国審査官及び入国警備官は、その職務の執行に関し、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。但し、左の各号の一に該当する場合を除く外、人に危害を加えてはならない。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六條又は第三十七條に該当するとき。

二 収容令書又は退去強制令書の執行を受ける者がその者に対する入国審査官若しくは入国警備官の職務の執行に対し抵抗しようとする場合又は第三者がその者を逃がそうとする入国審査官若しくは入国警備官に抵抗する場合において、これを防止するために他の手段がないと入国審査官又は入国警備官において信ずるに足りる相当の理由があるとき。

## (制服及び証票)

第六十一条の五 入国審査官及び入国警備官がその職務を執行する場合においては、この政令又は外國人登録法に特別の規定がある場合の外、制服を着用し、又はその身分を示す証票を携帶しなければならない。

2 前項の証票は、職務の執行を受ける者の要求があるときは、

その者にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の制服及び証票の様式は、法務省令で定める。

## (収容場)

第六十一条の六 入国管理事務所に、收容令書の執行を受ける者を収容する収容場を設ける。

(被收容者の処遇)

第六十一条の七 入国者收容所又は收容場に收容されている者は收容場に收容されてゐる者(以上「被收容者」という。)には、入国者收容所又は收容場の保安上支障がない範囲内において、できる限りの自由が與えられてよい。

2 前項の規定による協力を求められた関係行政機関は、本来の任務の遂行を妨げない範囲において、できるだけその求に応じなければならない。

3 第六十一条第一項中「第二十四号第一項各号」を「第二十四号に、同條第三項中「矯正保護施設」を「矯正施設」に、同條第四項中「地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会の事務局長」を「地方更生保護委員会」に改め、同項中「その委員会が」を削る。

4 第六十三條第一項中「第二十四條第一項各号」を「第二十四條第一項第一項第一号」に改める。

5 第六十四條第二項中「矯正保護施設」を「矯正施設」に改める。

6 中「第二十條第六項」を「第二十條第四項」に改める。

7 附則第四項中「同條第一項第一号」を「同條第一号」に改める。

8 第六十七條及び第七十條第八号

9 「法務府」を「法務省」に改める。

10 第四十一條第二項中「法務府の各長官、法務総裁官房長、法務府事務官又は法務府教官」を「法務省の各長官、法務総裁官房長、法務府事務官又は法務府教官」に改める。

11 第四十二條第二項及び第四十四條第一項第四号中「法務府事務官又は法務府教官」を「法務省事務官又は法務府教官」に改める。

12 第十四條「判事補の職權の特例等に係る命令に関する件に基く外務省関連する法律(昭和二十三年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

13 第十一條「ボッダム宣言の受諾に伴い發する命令に関する件に基く外務省関連する法律(昭和二十三年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

14 第六十九條第一項第一号を「法務大臣官房」に改める。

15 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

16 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

17 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

18 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

19 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

20 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

21 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

22 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

23 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

24 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

25 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

26 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

27 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

28 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

29 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

30 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

31 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

32 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

33 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

34 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

35 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

36 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

37 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

38 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

39 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

40 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

41 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

42 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

43 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

44 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

45 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

46 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

47 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

48 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

49 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

50 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

51 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

52 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

53 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

54 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

55 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

56 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

57 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

58 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

59 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

60 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

61 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

62 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

63 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

64 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

65 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

66 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

67 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

68 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

69 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

70 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

71 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

72 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

73 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

74 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

75 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

76 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

77 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

78 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

79 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

80 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

81 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

82 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

83 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

84 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

85 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

86 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

87 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

88 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

89 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

90 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

91 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

92 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

93 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

94 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

95 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

96 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

97 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

98 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

99 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

100 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

101 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

102 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

103 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

104 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

105 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

106 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

107 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

108 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

109 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

110 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

111 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

112 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

113 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

114 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

115 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

116 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

117 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

118 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

119 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

120 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

121 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

122 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

123 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

124 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

125 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

126 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

127 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

128 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

129 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

130 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

131 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

132 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

133 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

134 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

135 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

136 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

137 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

138 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

139 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

140 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

141 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

142 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

143 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

144 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

145 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

146 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

147 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

148 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

149 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

150 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

151 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

152 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

153 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

154 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

155 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

156 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

157 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

158 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

159 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

160 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

161 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

162 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

163 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

164 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

165 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

166 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

167 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

168 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

169 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

170 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

171 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

172 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

173 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

174 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

175 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

176 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

177 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。

178 第六十九條第一項第一号を「法務省官房」に改める。



六 国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）	一 国有財産法（昭和二十三年法律第七十二号）
七 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）	二 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）
八 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十号）	三 左の法律中「法務総裁」を削る。
九 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十一年法律第五十号）	四 法務省令（昭和二十二年法律第二百五十六号）
十 住民登録法（昭和二十六年法律第二百十八号）	五 土地家屋調査士法（昭和二十二年法律第二百二十八号）
十一 商法（明治三十二年法律第十四号）	六 破壊活動防止法（昭和二十四年法律第二百二十八号）
十二 手形法（昭和七年法律第二百四十八号）	七 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十九年法律第二百四十九号）
十三 日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）	八 左の法律中「法務総裁」を「法務大臣」に改める。
十四 連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令（昭和二十三年法律第二百九十八号）	九 供託法（明治三十二年法律第十五号）
十五 学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年法律第三十四号）	一 公証人法（明治四十一年法律第五十三号）
十六 関税機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）	二 非訟事件手続法（明治三十二年法律第十四号）
十七 左の法令中「法務府令」を「法務省令」に改める。	三 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）
一 会社更生法（昭和一十七年法律第二号）	四 左の法令中「法務總裁」を「法務大臣」に改める。
二 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）	五 家屋合帳法（昭和二十二年法律第三十一号）
三 檢察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）	六 土地合帳法（昭和二十二年法律第三十号）
四 小切手法（昭和八年法律第十五号）	七 会社更生法（昭和一十七年法律第二号）
五 国籍法（昭和二十五年法律第百四十七号）	八 法務府令（昭和二十二年法律第二百五十一号）
（百四十七号）	九 左の法律中「法務府」及び「法務総裁」を削る。
（百四十七号）	一 附 則

1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。	2 入国管理庁設置令（昭和二十六年法律第二百七十四号）
3 従前の機関及び職員は、この法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。	4 この法律の施行前における法務府の各長官、法務総裁官房長、法務府事務官及び法務府教官の在職は、裁判所法第四十一條、第四十二条（判事補の職権の特例等に関する法律第二百九十九号）による。
5 他の法令中「法務府」とあるのは「法務省」と、「法務総裁」とあるのは「法務大臣」と、「法務府令」とあるのは「法務省令」と、「法務府事務官」とあるのは「法務事務官」とあるのは「法務教官」と、「法務総裁」とあるのは「法務大臣」と、「法務府令」とあるのは「法務省令」と、「法務府事務官」とあるのは「法務事務官」とあるのは「法務教官」と、「法務総裁」とあるのは「法務大臣」と、「法務府令」とあるのは「法務省令」と、「法務府事務官」とあるのは「法務事務官」と読み替えるものとする。	6 従前の入国管理庁設置令の規定に基き制定された命令でこの法律の施行の際現に効力を有するものうち、この法律による改正後の出入国管理令にその規定に相当する規定があるものは、この法律による改正後の出入国管理令の規定に基づき制定されたものとみなす。
7 この法律による改正後の犯罪者予防更生法第五條第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後最初に任命される中央更生保護審査会の委員の任命について適用する。	8 この法律の施行後最初に任命される中央更生保護審査会の委員の任期は、この法律による改正後の犯人予防更生法第六條の規定にかかるわらず、法務大臣の定めることにより、それぞれ、一年、二年及び三年とする。